

2023年度
連合福岡 政策・制度要求
回 答 書



令和6年2月13日
福 岡 県

目 次

I 労働・教育<労働>	・・・1
I 労働・教育<教育>	・・・14
II 医療・地域活性化<医療>	・・・20
II 医療・地域活性化<地域活性化>	・・・27
III 環境・安全<環境>	・・・36
III 環境・安全<安全>	・・・41

【労働・教育】

<労働>

1. 不合理な解雇等を防止するための労働関係法令の徹底に向けた取り組み強化

労働関係法令を徹底させるため、周知はもとより不合理な解雇や雇止め、内定取り消しや休業時の賃金補償が行われない等の不適正な事案に対しては、速やかかつ厳正に対処するよう、福岡労働局およびハローワークとの連携強化をはかること。
(福祉労働部)

県では、県内4地域に労働者支援事務所を設置し、労働者・使用者の双方から労働に関する相談をお受けして労働関係法令に関する情報提供や助言を行い、自主的な解決を支援しています。また、労働相談だけでは自主的な解決が図られない場合、労働者支援事務所が労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」を実施し、労使紛争の早期解決を支援しています。

年度末にかけて解雇、雇止め、内定取り消し等の労働トラブルの増加が予想されることから、各労働者支援事務所において「解雇・雇止め集中相談会」(令和6年2月20日と21日の2日間)を実施し、必要な場合には、弁護士による相談も行うこととしています。

こうした取組等において不適正な事案を確認した場合には、指導権限のある労働基準監督署等に相談するよう助言するなど、厚生労働省福岡労働局等と連携を図り対応しているところです。

2. 生活困窮者への生活支援

(1) 生活困窮者などに対する生活支援に関する相談窓口の充実・強化をはかるとともに、引き続き「包括的支援体制事業」の市町村における早期の体制構築に向け、支援を行うこと。

(福祉労働部)

生活に困窮する方に対しては、市や県が設置する自立相談支援機関において、家計や仕事、住まい等の幅広い課題について、個々の状況に寄り添い、解決に向けた提案やお手伝いをしております。今後も引き続き、コロナ禍において顕在化した新たな支援層や多様化する支援ニーズなどを的確に捉え、アフターコロナにおける支援体制を検討してまいります。

令和3年4月1日に施行された改正社会福祉法により、市町村において既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、今年度5市町が取り組んでいます。また、この事業の実施に向けた準備に10市町が取り組んでいるところです。

県では、令和3年度から、県内全市町村を対象とした説明会を実施するとともに、依頼があった市町村に対しては個別に訪問し、市町村の庁内関係課を集めて事業説明を行っています。引き続き、重層的支援体制整備事業の早期の体制構築に向け、必要な支援を行ってまいります。

- (2) 生活保護に関する広報を充実させるとともに、生活保護を必要とする者には確実かつ早期に実施されるよう、引き続き各保健福祉事務所や実施主体となる市に対して、指導・支援を行うこと。

(福祉労働部)

生活保護制度の広報につきましては、県ホームページに「生活保護の申請をお考えの方へ」という項目を設け、生活保護の申請は国民の権利であるため、ためらわずに相談又は申請してくださいとの呼びかけを行い、県内の申請窓口を掲載しているところです。

併せて、より具体的にご理解いただけるよう、各福祉事務所で小冊子（「保護のしおり」）等を利用し、申請相談時に活用しているところです。

- (3) 生活保護の弾力的な運用の継続を国に要請すること。

(福祉労働部)

新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等の弾力的な運用については、5月8日に国の通知により見直しが行われております。特例の廃止に当たっては、対象者に十分な説明・指導を行う猶予期間を設けられました。また、転居指導については、一定の条件を満たした場合は転居指導を留保するなど新たな取り扱いが追加されているところです。

県としては、従前の取扱いの中で適切に保護が実施されるよう、監査や研修を通して指導しているところです。

自家用車保有の取り扱いについては、移動に困難がある地域もあることから特例の廃止とは関わりなく以前より国に各実施機関の判断により保有を容認できるよう要望をしているところです。

3. 雇用創出・拡大と労働対策の強化

(1) 中小企業・小規模事業者への支援体制の整備

福岡県の県内企業の 99.8%は中小企業が占めていることから、関係機関と連携・協力し、今後の円安・エネルギー含む物価状況や人件費等、社会・経済情勢を見据えた中小企業・小規模事業者への支援体制のさらなる整備をはかるとともに、価格転嫁ができる環境整備に向け取り組みを強化すること。

(商工部)

ロシアによるウクライナへの軍事侵略や急激な円安により、原油価格や物価が高騰し、県民生活や経済活動に大きな影響が及んでいます。

県では、原油価格・物価高騰対策として、

①仕入れ価格の高騰により利益が減少している中小企業の資金繰りを支援するため、県制度融資「経営改善借換資金」等において、保証料の一部を県が負担。

②原油価格高騰等の影響を受けながらも、新事業活動による売上増加や、原価や販売管理費の経費削減など、経営革新の取り組みに対する助成。

③地域の物流を支えるため、燃料費高騰の影響を強く受けているトラック運送事業者に対し、燃費向上に効果のあるエコタイヤの導入費用を助成。

④デジタル技術を活用した中小企業の生産性向上の取り組みに対する支援に取り組んできたところです。

また、県中小企業振興事務所を核とし、商工会議所・商工会や金融機関、専門家団体等の支援機関で構成する「地域中小企業支援協議会」を、県内4地域に設立しており、これを地域における中小企業支援の拠点と位置づけ、関係機関が連携・協力し、地域の力を結集した中小企業支援に取り組んでおり、制度・施策の周知・広報についても、この協議会のネットワークを活用しているところです。

加えて、県では、今年2月に「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結し、官民労が連携・協力して、労務費、原材料費等の上昇分を適切に価格に反映させる機運を醸成することで、サプライチェーン全体の共存共栄を図るといふ本協定の狙いやパートナーシップ構築宣言の意義について、事業者の皆様の理解を深めるため、ホームページ、あるいは新聞広告等を通じ、広く周知を図ってきたところです。

また、5月には、福岡市内で、協定を締結した13団体に、新たに建設・土木、金融関係など10団体を加えた、官民労23団体の共催による「取引適正化推進フォーラム福岡大会」を開催しました。フォーラムでは、「パートナーシップ構築宣言企業の拡大」、「適正価格による取引の徹底」等を重点的に推進することについて、各団体のトップが共同宣言を行い、その内容を広く発信したところです。

さらに、パートナーシップ構築宣言企業の登録を促進するため、今年4月から、県の中小企業向け補助金について、加点措置を行っているところです。今後も引き続き、関係機関と連携・協力し、中小企業・小規模事業者支援に取り組んでまいります。

(2) 「障がい」者雇用の推進・強化

「障がい」者の法定雇用率引き上げに伴い、これまで以上の推進が必要である
と考える。したがって、以下の内容について、取り組み強化をはかること。

- ①「障がい」の有無、種類および程度にかかわらず、「障がい」者が差別されるこ
となく働ける社会の実現に向け、障がい者雇用セミナーを開催するなど、未達
企業への対策強化を講ずること。

(福祉労働部)

県では、法定雇用率未達成企業を対象に、国と共催で、障がい者雇用の必要性や
支援・助成制度を説明する障がい者雇用セミナー等を県内4地区で開催し、障がい
者雇用の推進を図っています。

また、県内13障がい福祉圏域すべてに「障害者就業・生活支援センター」を設置
し、障がいのある求職者に対し、就業及びこれに伴う日常生活または社会生活に必
要な支援を行っています。

さらに、障がいのある求職者を企業とのマッチングによる職業紹介を柱として、
就職相談から職場実習、就職後の職場定着まで、障がいのある人の個々の特性や企
業ニーズに応じた支援をワンストップで行う、県独自の職業紹介事業を実施してい
ます。

このほか、時間や場所にとらわれないテレワークは、障がいのある人の雇用機会
を広げるために有効であると考え、県内企業等への導入の働きかけとして、令和2
年度福岡市に障がい者テレワークオフィス「こといろ」、令和5年度北九州市に
「Beyond Office」を設置し、テレワーク導入の支援を行うとともに、障がいのある
求職者に対しては、在宅テレワークでの実務研修等を行うテレワーカー育成事業を
実施するなどして、障がいのある人の雇用促進に取り組んでいます。

テレワーカー育成事業は、令和2年度～令和4年度までの3年間で93名が受講
し、39名が雇用に至りました。令和5年度は、20名が受講しており、一人でも
多く就職できるよう支援しているところです。

【テレワーカー育成事業における就職者数】

	R2	R3	R4	小計	R5.11 現在	合計
受講者数	60	20	13	93	20	113
就職者数	30	5	4	39	-	39

- ②「障がい」のある労働者が安全に安心して働けるよう、労働災害を防止するた
めの支援体制の整備・拡充をはかるとともに引き続き福岡労働局とも連携し障
がい者雇用に係る配慮事項等の周知・啓発に取り組むこと。

(福祉労働部)

労働災害防止については、労働基準監督署が、全ての従業員の安全と健康の確保
ができるよう、事業主を指導・監督しています。

県としましても、障がいのある人が安心して働くための制度である「雇用の分野
における障がい者差別禁止・合理的配慮提供ガイドブック」や、障がい者雇用に関
する制度をまとめたリーフレットをはじめとした情報提供資料の作成・配布を行う
とともに、福岡労働局と連携し、企業に対し、障がい者雇用に必要な配慮事項等の
周知・啓発に取り組んでいます。

4. 雇用の維持・確保に向けた対応

- (1) 派遣労働者の雇用の維持・確保のため、派遣先との労働者派遣契約が解除される場合でも安易に解雇せず、派遣元事業主として派遣先と連携し、新たな就業機会の確保をはかるよう周知徹底すること。

(福祉労働部)

県では、労働者・使用者の双方から労働に関する相談をお受けして労働関係法令に関する情報提供や助言を行い、自主的な解決を支援しています。また、労働相談だけでは自主的な解決が図られない場合、労働者支援事務所が労働者と使用者の間に立って意見の調整を図る「あっせん」を実施し、労使紛争の早期解決を支援しています。

年度末にかけて解雇、雇止め、内定取り消し等の労働トラブルの増加が予想されることから、各労働者支援事務所において「解雇・雇止め集中相談会」(令和6年2月20日と21日の2日間)を実施し、必要な場合には、弁護士による相談も行うこととしています。

- (2) 雇用の維持・確保が難しくなった労働者に対しては、就職・転職支援や職探し期間を活用した職業訓練等の対策を講じること。

(福祉労働部)

県では、求職者の状況に応じたきめ細かな就職支援を行えるよう、若者・中高年・高齢者・子育て女性といった年代別・対象別の就職支援センターを設置しています。センターにおいては、個別就職相談や求人紹介、求職者向けのセミナーを実施している他、県内各地域でのミニ面接会、紹介予定派遣の仕組みを活用した人材不足分野でのマッチング支援等を実施しています。

また、コロナ禍によりオンラインによる採用選考活動が普及した現状を踏まえ、ウェブ合同会社説明会・面接会や、飲食業特化型のウェブ合同会社説明会を開催しています。

また、新規学卒者や求職者の方々のために、就職に必要な知識や技術を習得できるよう、高等技術専門校の他、民間の教育訓練機関等を活用して職業訓練を実施しており、早期に就職できるように支援しております。

令和5年度は、高等技術専門校においては、ものづくり分野を中心に35科目、定員980人、訓練期間6か月から2年間の職業訓練を実施しております。また、民間の教育訓練機関等に委託し、介護、IT、医療事務等、主として知識習得のための職業訓練コースを204コース、定員4,510、訓練期間3か月から6か月程度で実施しています。

訓練生の就職に関しては、就職支援を行う職員を配置しており、令和4年度の就職率は、高等技術専門校では90.6%、委託訓練では80.1%となっています。(令和5年11月末現在)

高等技術専門校の周知・広報については、県HPのほか、「福岡県の職業訓練」HP、YouTube、SNS(インスタグラム)、マスコミ(県の広報番組等)を活用し、高等技術専門校の認知度を高める取組も行っています。

引き続き、雇用の維持・確保が難しくなった労働者に対して、就職・転職支援や職業訓練を実施してまいります。

- (3) 新型コロナウイルス感染症の後遺症等も含めた偏見・誹謗中傷が雇用や労働条件に影響を与えないよう福岡労働局とも連携し必要な対策を講じること。

(福祉労働部)

県では、令和2年2月28日付けで県内4地域の労働者支援事務所内に「新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口」を設置し、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが5類感染症に変更されたことにより当該窓口を終了するまで、労働に関する相談に応じてきたところです。

ワクチン接種を受けていない人に対する差別的取扱いの防止や感染後の職場復帰等については、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症に関するQ&A」にも示されており、県ではこうした情報も踏まえて、窓口終了後も県内4地域に設置している労働者支援事務所において引き続き相談に応じているところです。

今後も相談内容に応じて関係機関とも連携し、対応してまいります。

5. 公正・適正な取引の推進

ウクライナ情勢、円安等による原材料やエネルギー価格の上昇は、企業・産業に大きな影響を与えている。とりわけ下請け企業等は、価格転嫁が難しい環境にあることから、以下の取り組みを進めること。

- (1) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配の実現に向け、取引の適正化を進めるため、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みの推進・拡大に対応すること。また、企業が取り組む効果やメリットについて、広く社会全体に発信すること。

(商工部)

県では、「パートナーシップ構築宣言」の取組やその効果等について、県の取引適正化に関するホームページ等において発信し、取組の推進・拡大を図っています。

加えて、今年度から、「パートナーシップ構築宣言」企業に対しては、地域中小企業チャレンジ応援補助金、事業承継実現補助金、トップランナー企業応援補助金、中小企業生産性向上デジタル支援補助金において、加点措置を行っています。

また、取引について、下請け事業者が不当に不利益を受けないように、(公財)福岡県中小企業振興センターに設置されている「下請かけこみ寺」において、専門家や専門相談員が無料相談に応じ、問題の解決に向けサポートしています。

- (2) 2023年2月に締結した「価格転嫁の円滑化に関する連携協定」を実効性のあるものとするため、助成をはじめとした気運の醸成に向けた取り組みを推進すること。また、2024年の協定締結に向け、2023年同様、福岡県のリーダーシップを発揮すること。

(商工部)

県では、昨年2月に「価格転嫁の円滑化に関する協定」を締結したのち、官民労が連携・協力して、コスト増加分を適切に価格に反映させる機運を醸成し、サプライチェーン全体の共存共栄を図るという本協定の狙いやパートナーシップ構築宣言の意義について、事業者の皆様への理解を深めるため、ホームページや新聞広告等を通じ、広く周知を図ってきたところです。

また、5月には、福岡市内で、協定を締結した13団体に、新たに建設・土木、金融関係など10団体を加えた、官民労23団体の共催による「取引適正化推進フォーラム福岡大会」を開催しました。フォーラムでは、「パートナーシップ構築宣言

企業の拡大」、「適正価格による取引の徹底」等を重点的に推進することについて、各団体のトップが共同宣言を行い、その内容を広く発信したところです。

さらに、パートナーシップ構築宣言企業の登録を促進するため、今年4月から、県の中小企業向け補助金について、加算措置を行っているところです。

加えて、県内企業を対象に実施した「価格転嫁及び賃上げに関するアンケート調査」の結果を今年10月に公表しました。調査の結果、県内企業においては、「価格転嫁が十分に進んでいない」「パートナーシップ構築宣言に対する理解が進んでいない」といった状況が明らかになりました。

このアンケート結果を受け、価格転嫁の必要性を県民の皆様幅広く理解していただくため、10月には、博多駅前において、連合福岡や福岡労働局などと取引適正化や賃上げの実現を訴える街頭啓発活動を行いました。

また、「パートナーシップ構築宣言」や「価格交渉ツール」のさらなる周知を図るため、11月には、その意義等をわかりやすく解説した啓発チラシを作成し、この協定締結13団体をはじめとする中小企業関係団体を通じ、県内の事業者に向けて幅広く周知を図りました。

さらに、今年3月の「価格交渉促進月間」には、協定締結13団体が連携し、事業者や県民の皆様に向けて、価格転嫁への理解を強く訴えるための広報・啓発活動を行う予定です。

また、来年度以降の協定締結については、締結団体と協議してまいります。

(3) 取引の「しわ寄せ」防止のため、関係法令の周知徹底および、中小企業等への各種支援策の周知と利用拡大をはかり、実効性を担保すること。

(商工部)

県では、親事業者の下請取引担当者を対象に、国が開催する講習会の周知を行い、下請法及び下請中小企業振興法に関する普及啓発を図っています。

また、(公財)福岡県中小企業振興センターでは、(公財)全国中小企業振興機関協会と連携して、「下請かけこみ寺」事業を実施しています。本事業では専門相談員、登録弁護士が県内6カ所に赴き、中小企業等の皆様からの企業間取引に関する相談・紛争に対し、適切な助言・アドバイスを行う出張相談会を開催しています。加えて、中小企業が利用できる各種支援施策を紹介し、周知を図るため「中小企業施策活用ガイドブック」を作成し、県内中小企業者の活用に供するとともに、ホームページにPDF版を掲載し、インターネットからのダウンロードにも対応するなど、活用促進を図っております。(R4作成部数：2,800部)

中小企業の持続的な構造的賃上げを実現するため、その原資を確保できる取引環境整備の一環として、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されました。これを受け、県では、本件についてホームページに掲載するとともに、「価格転嫁の円滑化に関する協定」締結団体と連携し、県内事業者に向けて幅広く周知を行っております。今後も、機会を捉えて、県内事業者への周知に取り組んでまいります。

6. 働く環境の整備

(1) 「働き方改革関連法」の推進

「チャレンジふくおか『働き方改革推進協議会』」において実施したアンケート結果を踏まえた周知・徹底を継続するとともに、アンケート結果により明らかとなった課題解決に向け、市町村および事業主に対し、必要な助言・指導を行うこと。

(福祉労働部)

「チャレンジふくおか『働き方改革推進協議会』」で実施したアンケート結果によると、労働者は事業主が感じているほどには自身の職場環境を評価していない可能性や、働き方改革の取組の進捗や課題は業種ごとに異なる可能性が明らかとなりました。

この結果を踏まえ、協議会一丸となった情報発信を行っていくとともに、取組事例の共有を行うなどして県内企業における働き方改革を推進していくこととしています。県としても、「よかばい・かえるばい企業（働き方改革実行企業）」の登録促進を図るとともに、福岡県働き方改革推進事業ポータルサイト上での情報発信や市町村、関係団体等との連携により、支援を必要とする企業に対して必要な情報が届くよう取り組んでまいります。

(2) 勤務間インターバルの推進と法制化への対応

① 「働き方改革関連法」において、企業に導入の努力義務が明記された「勤務間インターバル制度」は、ワーク・ライフ・バランスの推進を目的に、過重労働の防止や労働者の心身の負担軽減に資する制度であると期待される。しかしながら、導入している企業、もしくは導入を検討している企業が非常に低水準であることから、導入促進に向けた企業への働きかけを行うこと。また、努力義務により企業間のばらつきが生じないよう、強制力のある法制化へ向け国に対し要請すること。

(福祉労働部)

勤務間インターバル制度は、国において、働き方・休み方改善コンサルタントが導入を検討する企業からの個別の相談に応じるなど助言を行っています。令和4年6月7日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」では働き方改革の推進として「勤務間インターバル制度の普及を図り、長時間労働の是正を図る」とされているところです。

県では、厚生労働省福岡労働局とも連携しながら企業において働き方改革関連法に適切に対応できるよう関係法令等の周知・広報を図ってまいります。

②2023年4月発足の「子ども家庭庁」は、11時間の勤務間インターバル制度を導入しており、他県においても導入の動きが広がっている。福岡県においては、民間企業への関係法令の周知・広報の継続とあわせ、民間企業への導入促進に向け、福岡県が率先して制度を導入すること。

(総務部)

本県では、令和6年4月から、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、勤務間インターバル制度を導入します。

本制度は、現行の時差通勤制度（8時、8時30分、9時、9時30分、10時）を活用し、原則11時間以上のインターバル時間を確保するものです。

なお、職員のライフスタイル（子どもの送り迎えや介護等）を考慮した運用とするため、強制ではなく努力義務とし、県民の生命、身体及び財産の保護のために必要な緊急の業務に従事する場合を除いた全ての業務を対象とします。

(3) 公契約の運用等に関する公労使での意見交換の場の設置

公契約の受発注において適正な労働条件を確保させる一定の「ルール」を設けることは、地域における中小企業等に雇用される労働者の労働条件の下支えとなり、公契約を受注する企業にとっても優秀な人財を確保することに資する。さらに公契約のもとで働く労働者の所得向上は消費を促し、地域経済の活性化につながることを期待されることから公労使での意見交換の場の設置を求める。

(福祉労働部)

公契約の運用においては、委託業務の安値入札やダンピング、入札不調の防止に向けて、労務単価を含め、市場における実勢価格を適切に反映した予定価格を設定するとともに、最低賃金等に十分配慮した最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の設定を行っているところです。このため、公契約の運用等に関する公労使での意見交換の場の設置は予定しておりません。

(4) 女性・高齢者・外国人労働者の働く環境の整備

少子高齢化や生産年齢人口の減少による労働力不足が深刻化しており、今後、人手不足による労働提供制約が経済や社会の成長の阻害要因となることが懸念される。このような状況のなかで、女性・高齢者・外国人労働者の働く環境が十分整備されているとは言い難い状況がある。こうした状況を踏まえ、女性・高齢者・外国人労働者の雇用機会の拡充や定着、また子育て世帯の支援等、働きやすい環境の整備のための取り組みや助成の更なる充実をはかること。

(福祉労働部)

県では、県内4か所に設置している子育て女性就職支援センターにおいて、再就職への不安や保育サービスの確保など、様々な悩みを抱える求職者一人ひとりの状況に応じた就職相談、就職先のあっせん、面接に際しての具体的なアドバイスや面接への同行、就職後の定着支援など、きめ細かな支援により、女性の雇用機会の拡充に取り組んでおります。

また、企業の経営者が従業員の仕事と子育て・介護の両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」「介護応援宣言企業」の登録拡大を図るとともに、好事例の発信等により、男女ともに、仕事と家庭を両立し働き続けることができる職場環境づくりの促進に取り組んでいます。

さらに、企業の経営者や人事・労務担当者を対象に、育児・介護休業法等の労働関係法制度や両立支援等助成金、ハラスメント等についての研修会を開催するとともに、九州地域戦略会議「しごとづくりPT」が実施する「九州・山口働き方改革推進プロジェクト」の取組の一環として、「誰もが働きやすい職場環境整備」「男性の育児参加」等における各県企業の先進的な取組事例の周知にも努めているところです。

令和5年度は、ひとり親など子育て中の女性等に対し、オンラインによるIT研修と就労のあっせんが一体となったプログラムを実施しています。併せて、LINE相談窓口の開設により、利便性をさらに高め、相談機能を強化するとともに、従来より実施している合同会社説明会や就職セミナー時の託児支援に加え、新たに就職面接時の託児支援を実施し、子育て中の利用者の円滑な就職活動を支援してまいります。

高齢者の雇用機会の拡充については、県内4か所に設置している生涯現役チャレンジセンターにおいて、求職者に経験や技能に応じた進路を提案するとともに、求人企業に対しては、高齢者に適した業務の切り出しを行っていただき、適切なマッチングを推進するなど個々の状況に応じたきめ細かな支援を実施しています。

令和5年度は、新たに、高齢者が意思と能力に応じて切れ目のない職業生活をおくれるよう、概ね65歳から70歳の高齢者向けには、70歳まで働ける制度のない企業を訪問し、雇用契約終了1年前の従業員に対して、在職中から生涯現役チャレンジセンターで支援を開始し、キャリアにブランクをつくらぬよう再就職等を支援します。また、概ね70歳以降の高齢者向けには、高齢者の就業機会を増加させ活躍の場の拡大を図るため、シルバー人材センター等の地域の困りごと解決に取り組む団体における運営上の課題を、専門家の助言・指導により解決に取り組みます。

外国人の雇用環境改善については、福岡県外国人材受入企業支援事業において、外国人材が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮し適正に就労できるよう、事業主が遵守すべき法令や雇用管理に関する講習会の開催及び各企業をはじめ、技能実習制度における監理団体や特定技能制度における登録支援機関等の外国人材活用に関わる団体からの個別相談対応等を行っています。

(5) 男性の育児休業取得

事業主に対する男性の育児休業取得制度の周知徹底および制度内容の理解促進に向けた取り組みを強化し、男女平等参画社会の実現に努めること。また、今後、制度の取得状況を注視していくとともに育児休業を取得した際に所得水準が低下しないよう補償の拡充などの対策を講じること。

(福祉労働部)

令和4年度は、育児・介護休業法の施行を機に、男性の育児休業取得を促進するための動画「育休のススメ！パパ育フォーラム2022」をYouTubeで配信し、事業主や県民の皆様に対し男性の育児休業の取得促進を呼びかけました。

また、福岡労働局との共催で、企業の代表者や人事・労務担当者を対象に、今回の育児・介護休業法の改正内容や、育児休業等を取得しようとする男性に対する職場における嫌がらせ、いわゆるパタニティハラスメントの防止についての研修会をWeb上で開催し、135名の方に参加いただきました。

県では、企業の経営者が従業員の仕事と子育ての両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」を実施。平成27年度からは、子育て応援宣言企業の取組の柱に「男性の育児参加を促す取組」を追加し男性の育休取得についての宣言を促すとともに、功績が特に顕著である企業を表彰する「子育て応援宣言企業・事業所知事表彰」に男性の育児参加促進の特別枠を設け、優れた取組を好事例としてホームページやメルマガで発信しているところです。ホームページやメルマガではさらに、育児休業取得を促進する事業主への助成金についての周知も図っているところです。

加えて、令和5年度は、子育て応援宣言企業が実施する男性の育児休業取得促進のための先進的な取組を情報番組等を通じて紹介します。

こうした取組により、企業における男性従業員の育児休業を取得しやすい職場環境づくりを促進してまいります。

また、育児休業期間中の所得を補償する育児休業給付金や企業の取組を促進するための両立支援等助成金の拡充など施策の一層の充実を図ることについて、国に対し要望書を提出したところです。今後とも国の動きに注視しながら適切に対応してまいります。

(6) ポジティブ・アクションの取り組み

ポジティブ・アクションの取り組みを推進するには、トップの意識改革も必要である。男女の固定的な役割分担意識や男性中心の職場慣行などが残っている職場に向けて、ポジティブ・アクションの重要性を伝えて理解を促してもらい、企業の風土改革やアンコンシャス・バイアスの是正を含む女性活躍のための環境整備が行われるよう、事業主に対し広く周知をはかること。

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部)

福岡県では、ポジティブ・アクションの取組として、企業風土改革や女性活躍のための環境整備を推進するため、以下の施策に取り組んでいます。

固定的性別役割分担意識をはじめとしたアンコンシャス・バイアスへの認知と理解を深めるため、企業等において活用できる意識啓発素材(チラシ・動画)を作成しております。

啓発素材については、「福岡県女性の活躍応援協議会」の構成団体である日本労働組合総連合会福岡県連合会や福岡労働局、経済団体等と連携し、関係企業等へ周知するとともに、希望する企業が研修等で活用できるよう「福岡県女性の活躍推進ポータルサイト」に掲載しております。

さらに、企業の経営者が、従業員の仕事と子育て、介護の両立を応援する取組を自主的に宣言する「子育て応援宣言企業」「介護応援宣言企業」の登録拡大を図るとともに、好事例の発信等により、企業における取組内容の充実を進め、男女ともに仕事と子育て、介護を両立しながら働き続けることができる職場環境づくりに取り組んでいます。

また、令和4年度は同年10月に施行された育児・介護休業法の改正内容や職場におけるハラスメントの防止対策等をテーマとした研修会を企業等の代表者や人事労務担当者を対象に実施し、雇用の機会均等及び仕事と家庭の両立支援に関する企業の認識や理解を深めることで、県内企業における男女の機会均等及び仕事と家庭の両立に向けた職場づくりを促進しました。

こうした取組により、引き続き、企業の風土改革や女性活躍のための環境整備に向けて取り組んでまいります。

(7) 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善

子どもを預け安心して働くためには、質の高い保育所等の整備とともに幼稚園教諭・保育士等への抜本的な処遇改善によるディーセント・ワークの実現が必要である。人材配置の算定基準の改善を国に対して強力求めるとともに、市町村に対しては自治体独自の有効な取り組みについて、他の市町村への横展開をはかること。

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部)

私立幼稚園の人材配置につきましては、国の設置基準を踏まえた取扱いとしております。

幼稚園教員の労働条件改善のため、平成29年度から幼稚園教員に対する定期昇給やベースアップを超える処遇改善を行った幼稚園に対して、私立幼稚園経常費補助金の加算を行っております。

さらに、令和4年2月に国が経済対策として新設した補助制度により、月額9千円程度の給与等の引き上げを行う幼稚園に対し、支援を行っているところです。これまでも国に対して、経常費補助金の財源措置の充実を図るよう要望しており、

引き続きその充実について要望してまいります。

保育の質を担保し、保育士の処遇の改善を図っていくためには、国が定める保育士配置基準及び公定価格の改善が必要であることから、これまで、本県の提言・要望活動に加え、全国知事会や政令市がある都道府県で構成する16大都道府県児童福祉主管課長会議、九州各県保健医療福祉主管部長会議など様々な機会を通じて、国に対して要望を行ってきました。

今般、国の令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算（案）において、保育士配置基準の見直し及び処遇改善が盛り込まれることとなり、評価できる内容と考えています。しかしながら、財源等の詳細が不明であるため、引き続き国に対し、保育士配置基準見直しの確実な実施及び更なる処遇改善について、要望を続けてまいります。

なお、市町村に対しては、保育士の負担軽減のための国の補助制度の活用を促すとともに、市町村独自の有効な取組について、県内市町村で構成する待機児童等対策協議会の機会等を通じて、他の市町村にも横展開を図ってまいります。

（8）企業主導型保育事業所の活用の促進

待機児童数は総数では減ったもののいまだ待機せざるを得ない児童が多数いる状況である。多くの未入所児童をかかえる福岡都市圏などでは「企業主導型保育事業所」の認知度が低く普及が進んでいないことから、待機児童や未入所児童の解消に有効な「企業主導型保育事業所」の活用を促すこと。

（福祉労働部）

「企業主導型保育事業」については、内閣府が直接所管し、内閣府が実施機関として選定した公益財団法人児童育成協会が運営している事業です。子育て安心プラン等において、定員11万人分の受け皿確保を目指し、新規募集が行われてきましたが、令和3年度の募集の結果を受け、定員は概ね達成されたことから、令和4年度以降の新規募集は行われておりません。

既存の企業主導型保育事業所の活用については、待機児童や未入所児童の解消につながることから、令和3年度から、各市町村に働きかけを行ったところです。

なお、施設整備や保育士確保、企業主導型保育事業所の活用など、市町村の実態に応じた待機児童対策を支援した結果、令和5年4月1日現在の待機児童数は56名と大幅に改善しました。引き続き、市町村とも連携しながら待機児童の解消を図ってまいります。

＜教育＞

1. 質の高い教育と誰もが安心して学べる教育環境整備の強化

(1) 少人数学級実現と教職員定数の改善

一人ひとりの子どもたちへの学びの保障と充実のために、小中学校、高等学校において、県費負担による早急な少人数学級実現と教職員定数の改善をはかること。

(教育庁)

少人数学級の実現などの教員の定数については、本来、国が責任を持って取り組むべきと考えており、今後も弾力的な運用を継続するとともに、少人数学級の実現を含む教職員定数の改善について、国に対し引き続き要望してまいります。

(2) 教職員未配置の解消

県内における教職員未配置は、子どもたちの学習権を保障するうえで大きな問題となっている。県費会計年度任用職員を含むすべての教職員の未配置状況について、定期的な調査および結果の公表を行うとともに、未配置発生の大きな要因となっている教員の長時間労働の是正に向け、実効性のある措置を講じること。

(教育庁)

教職員の未配置状況については、令和4年5月1日時点で小学校136名、中学校82名であったものが、令和5年5月1日時点で小学校135名、中学校74名となり、わずかですが改善したところですが、依然として厳しい状況が続いております。今後も引き続き必要に応じて、調査及び結果の公表を行ってまいります。

正規教諭の採用数については、退職者を上回る採用を行っており、今後も、定年の段階的引き上げ等を勘案し、計画的な採用・配置を行ってまいります。

また、県内外の大学生を対象とした採用試験説明会の実施や採用試験における大学等推薦特別選考及び社会人経験者特例の新たな導入に加え、教員養成セミナーやペーパーティーチャーセミナー、採用予定者に対する採用前セミナーの充実など、引き続き未配置解消に向けた取組を強化してまいります。

教員の長時間労働の状況については、県立学校における教員の月平均超過勤務時間は令和3年度32.7時間、令和4年度32.5時間、月80時間超過勤務者の割合は令和3年度5.6%、令和4年度3.0%と改善傾向にあり、年次休暇の年間平均使用日数については、県立学校は令和3年度13.1日、令和4年度13.5日、市町村立学校は、令和3年度12.4日、令和4年度13.5日となっており、県立学校、市町村立学校ともに、増加傾向にあります。

教員の長時間労働の対策としては、県立高等学校等において、定期考査等で採点業務の効率化が図られるデジタル採点システムを令和5年度から導入するなど、今後も働き方改革取組指針に基づく様々な取組の充実を図ってまいります。

また、市町村教育委員会においても働き方改革の取組がより推進されるよう、県の取組や好事例の紹介を行うとともに、各種支援スタッフの配置助成など、支援の充実を図ってまいります。

(3) SC・SSW、スクールサポートスタッフの配置

学校生活様式の変化などによって、子どもたちの心身への負担、教職員の業務負担はより大きなものとなってきていることから、SC・SSW、スクールサポートスタッフ（教員業務支援員）について、常駐および全校配置を進めること。

(教育庁) (人づくり・県民生活部)

義務教育段階では、令和2年度から全公立小中学校にSC（スクールカウンセラー）を配置しています。また、各教育事務所にSCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）を配置し、SCへの指導助言を行っています。

SSW（スクールソーシャルワーカー）については、全公立中学校区への配置に向けて、市町村におけるSSW配置経費への助成を行っており、市町村によるSSW配置を推進しています。また、SSWの質の向上のため、SSWSV（スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）が指導助言を行っています。

今後も、SC・SSWの配置に必要な予算の確保に努めます。

また、スクール・サポート・スタッフ（教員業務支援員）の配置については、令和2年度から各市町村の配置に係る財政的支援を行っているところです。令和4年度は15学級以上の学校（小・中・義務教育学校）を補助対象とし、26市町の130校に対し支援を行いました。今後も国の動向等を確認しながら、引き続き予算の確保に努めてまいります。

県立高等学校では、SCについては令和2年度から全校に配置しており、SSWについては現在拠点校12校（うち4校にSSWSV）に配置し、必要に応じて全校に派遣する体制を構築しています。今後も引き続き、人材確保及び資質向上のため臨床心理士会等関係団体との連携を図るとともに、SC及びSSWの配置時間の拡大等についても、様々な機会を捉えて要求を行うなど、学校の相談機能の充実に努めてまいります。

県立特別支援学校では、幼児児童生徒・保護者、教職員の心身のケアを行うためSCを全校に配置し、積極的に活用しています。また、必要に応じてSC及びSSWを追加派遣できるようにすることで、様々なニーズに対応し、外部機関と連携して問題解決を図っています。

私立高等学校等では、子どもたち心身への負担軽減として、専門の窓口を設置するなど生徒が随時利用しやすい形態を整えた上で、スクールカウンセラーを配置し生徒の福祉に関する支援を行っている学校に対し、私立学校経常費補助金による助成を行っています。

(4) ICT支援員配置および通信費・補修費等の予算配置

ICT活用・推進に伴い、学校現場では教職員の負担増や混乱が生じているため、以下について求める。

①教職員・子どものICT活用を援助するため、常駐のICT支援員を全校へ配置すること。

(教育庁)

市町村におけるICT支援員の配置に係る費用については、必要な財源の確保を、国に対し引き続き要望してまいります。

県立学校においては、ICT支援員を全校に派遣しているところです。全校に常駐でICT支援員を配置することは、財政面や人員確保の観点から困難であるため、ヘルプデスクによる電話・オンラインでの遠隔サポート対応など、継続的な技術的支援により、地域間・学校間でICTを活用した教育に差が生じないように努めてまいります。

②学校から配付されたタブレット端末の通信費や破損した場合の修理費等について保護者負担が生じないように予算措置をすること。

(教育庁)

オンライン学習に係る通信費については、国の要保護児童生徒援助費補助金において補助対象費目とされており、市町村が行う就学援助において支給されているところです。県教育委員会においては、市町村が援助を実施するために必要な財源の充実を、国に対し引き続き要望してまいります。

県立高校においては、学習者用端末の持ち帰り学習によって家庭の経済的負担が生じることがないようにするとともに、生徒の学びに差がでることがないように、家庭のネットワーク環境に配慮した活用について、各学校に指導してまいります。

修理費については、全ての市町村が故意・重大な過失を除く災害・不慮の事故におけるタブレット端末の修理費を自治体で負担しています。今後も実態把握に努めてまいります。

なお、県立学校でも、同様に県で負担しています。

(5) 教育格差の是正

家庭環境の違いや経済格差が、教育格差につながっている実態がある。家庭の経済社会的状況が教育格差を生まないよう、厳しい家庭状況の子どもに対する適切な支援を行うこと。

(教育庁) (人づくり・県民生活部)

義務教育段階では、教育にかかる費用については、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、市町村により就学援助が行われているところです。県教育委員会においては、市町村が援助を実施するため必要な財源の充実を国に対し要望しているところであり、家庭の経済社会的状況が教育機会の差につながらないように、引き続き要望してまいります。

高等学校段階では、平成22年度から公立高等学校授業料不徴収制度及び高等学校等就学支援金制度(私立)、平成26年度から公私立とも所得制限を設けた高等学校等就学支援金制度や奨学給付金制度が実施されるなど、教育にかかる費用負担の軽減が図られています。また、公益財団法人福岡県教育文化奨学財団が、勉学意欲がありながら経済的理由で修学が困難となる生徒に対して入学支度金及び奨学

金を無利子で貸与する事業を実施しています。

特別支援学校においては、学用品購入費や学校給食費などの就学に必要な経費について、特別支援教育就学奨励費を支給しており、教育に係る費用負担の軽減を図っております。

私立高等学校等の生徒への修学支援として、授業料を対象とした高等学校等就学支援金、授業料以外の教育費を対象とした高校生等奨学給付金、施設設備費等を対象とした学校納付金軽減補助金等による支援を実施しているところです。

私立専門学校の学生への修学支援としては、一定の要件を満たす専門学校の学生に対して、入学金及び授業料が減免されています。

また、私立小中学校の児童・生徒への修学支援として、入学後に家計急変した世帯の授業料を軽減するため、授業料軽減補助金による支援を実施しています。

(6) 放課後児童クラブの拡充

放課後の子どもたちの遊びや生活の場である放課後児童（学童）クラブは、支援員不足や施設の不足などにより、利用したくても利用できない待機児童が生じていることから、引き続き助成の拡充をはかる等、待機児童の解消に向けた支援を講ずること。

(福祉労働部)

放課後児童クラブについては、実施主体である市町村が利用児童数の見込みを算定の上、これに対応する提供体制を反映した「第2期子ども・子育て支援計画」（令和2～6年度）を策定し、待機児童解消に取り組んでいるところです。

県では、放課後児童支援員の確保を図るため、「放課後児童支援員認定資格研修」を毎年、県内4地域で年10回程度実施し、昨年度までに6,111人の新たな支援員を養成するとともに、市町村が行う支援員の賃金改善の取組に対する助成を行っております。また、利用児童の増加に伴う受け皿を確保するため、市町村が行う放課後児童クラブの創設や余裕教室の活用などに対する助成を行っているところです。

昨年12月に政府が閣議決定した「こども未来戦略」では、今後実施される具体的な施策として、放課後児童クラブの受け皿の拡大を着実に進めるため、待機児童解消に向けた施設整備費の補助率の嵩上げや2名以上の常勤職員配置に対する補助基準額の新設が打ち出されたところですので、県としては、こうした国の動きも踏まえながら、引き続き待機児童の解消に向けた支援に取り組んでまいります。

2. 特別支援教育の充実

(1) インクルーシブ教育のシステムの構築

「障がい」を理解するためには「障がい」の有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育が重要である。相互理解の促進に向けて、「地域の学校ならびに普通学級に在籍して教育を受けられる」システムを構築すること。

(教育庁)

障がいを有する子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える多様な学びの場（特別支援学校、特別支援学級、通級による指導、通常の学級）を整備しています。また、障がいの有無にかかわらず可能な限り同じ場で共に学ぶことや相互理解の促進に向けて、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習や特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との居住地校交流を積極的に推進しています。

(2) 特別支援学校の施設の充実

特別支援学校における安全面も考慮した施設・設備を整備するため、各学校へヒアリングを行い、その結果にもとづく具体的な対策を都度、講じること。

(教育庁)

例年7月頃に各学校へヒアリングを実施し、その内容を踏まえ次年度の予算要求を行っています。また、安全面で緊急を要するものについては、既定予算で優先的に対応するなど、できる限りの対応に努めています。

3. 労働教育・主権者教育の推進と充実

(1) 労働教育の推進

学校現場において、勤労観・職業観の確立のみに留まらず、労働基準法、労働安全衛生法をはじめとする「命や生活を守る」ためのワークルールに関する学びの場を構築するとともに、労働者の権利を正しく理解するため、「就業前労働講座」等の実施にあたっては、労働組合等、働く立場からのカリキュラムの推進等も含めた充実・強化をはかること。

(教育庁) (福祉労働部)

義務教育段階では、中学校の社会科において、仕事と生活の調和という観点から労働保護立法などに触れながら、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について、多面的・多角的に考察し、表現する学習を実施しています。

県立高等学校では、入学から卒業まで計画的・組織的にキャリア教育の推進を図るために、目指す生徒像を学校目標に沿って設定し、「キャリア教育指導計画」を作成しています。特に、就業前の生徒を中心に福岡労働局や福岡県福祉労働部労働局労働政策課等と連携して「就業前労働講座」等を実施することで、労働法の基礎知識や労働者の権利・義務について学習しています。

また、現場から豊かな経験や知識・技術を備えた社会人を外部講師として学校に招へいするなど教育活動の充実を図る取組を行っています。

就業前労働講座については、働くときの基礎知識として、労働法の基礎的な内容や労働組合の基本的な仕組みについて講座を実施しております。今後も労働組合等、働く立場からの内容を含めた講座の実施を継続してまいります。

(2) 主権者教育の推進

子どもたちが自らの権利や義務など生活を営むうえでの必要な知識を蓄えることに加え、政治に対する意識・主体性を高めるための自主的活動が必要と考える。学校教育における主権者教育が、学校生活の中で実践されるよう引き続き、充実をはかること。

(教育庁)

義務教育段階における「主権者に関する教育」については、社会科学習を基軸に、育成を目指す資質・能力を身に付けることができるように、道徳科、特別活動、技術・家庭科及び理科の内容との関連を図りながら、各学校の教育目標や児童生徒の実態を踏まえた取組を推進しています。特に特別活動においては自主的・自発的な活動を通して、よりよい学校生活づくりに参画し、協力して課題を解決しようとする態度が育つよう指導しています。

高等学校段階では、公民科の授業を中心に、議会制民主主義の意義や政治参加の重要性について学習を行う中で、具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れた考察や構想をする学習活動を通じて、主権者として社会に主体的に参画する態度の育成を図っています。また、県立高等学校では、選挙権年齢及び成年年齢の引下げを踏まえ、選挙管理委員会や市町村議会などと連携して模擬選挙や模擬議会、議会傍聴などの実践的な活動を実施しております。

【医療・地域活性化】

<医療>

1. 医療体制の充実・強化

(1) 医療従事者の人材確保

医療に従事する人材はさまざまな観点から必要な人材である。復職や新たに資格を取得する人材への支援、また働き続けられる労働環境の整備などを行い、医療従事者の人材確保に努めること。

(保健医療介護部)

偏在が指摘されている医師及び不足が懸念されている看護職員については、以下のように取り組みを進めています。

医師については、厚生労働省によると、本県は全国3位の医師多数県ではありますが、地域や診療科の観点から医師不足の側面も見られるため、寄附講座を設置した大学医学部からの地域病院の周産期、小児科等医師不足の診療科への医師派遣、医師確保が困難な診療科で地域医療を志す医師への修学資金貸与などを行っています。

また、福岡県医療勤務環境改善支援センターを設置し、常駐する社会保険労務士資格を有するアドバイザーが、働きやすい環境整備などに取り組む医療機関の支援を行っています。

看護職員については、令和元年8月に設置した「福岡県看護職員確保対策協議会」での協議を重ねながら、「養成」「離職防止」「復職支援」の3本柱で確保を図っているところです。

「養成」については、看護師等養成所の運営に要する経費の補助や、看護学生が修学するための資金の貸与などを行っており、毎年度養成所の卒業生など2,500人以上が、看護職員として県内に就業しています。

「離職防止」については、医療機関が行う新人看護職員研修への補助や病院内保育所の運営に係る経費への補助などを行っています。令和3年度の本県の正規雇用看護職員離職率は、コロナの影響もあり、11.3%と前年度よりも高くなっています。

「復職支援」については、福岡県ナースセンターにおいて、看護職員の無料職業紹介や潜在看護職員のための復職研修等を実施しており、令和2年度以降、1,000人/年以上が就職しています。

引き続きこれらの取組を通じて、医師・看護職員の人材確保に努めてまいります。

(2) 医師の地域偏在解消に向けた取り組み

医師の地域偏在においてさまざまな取り組みがなされていることは評価できるが、解消には至っていない。ICTの活用は遠隔で診療できることから、へき地や離島において経過観察等を行ううえで有効と考える。そのことから医師の地域偏在解消に向け必要な人材の確保と合わせてICTの活用を推進し、地域格差のない診察体制を整えること。

(保健医療介護部)

偏在解消に向けた医師確保の取組として、①自治医科大学で養成した医師のへき地診療所等への派遣 ②大学医学部に寄附講座を設置し、講座を設置した大学から地域医療提供体制確保を担う病院へ周産期、小児、救急等の医師が不足する診療科への医師派遣 ③医師確保が困難な診療科において地域医療を志す医師への修学資金貸与 ④産科や周産期医療に従事する医師等に対する手当への助成 ⑤県内の医療機関で専門研修を行う医師への研修資金の貸与を行っています。

医師の確保が困難なへき地や離島等においては、先述の自治医科大学卒医師のへき地診療所等への派遣のほか、へき地診療所の運営費や医療機器の整備について財政的補助を行っており、ICTの活用による遠隔診療の実施に必要な通信機器等の整備に関する補助事業についても紹介し、その活用を促しているところです。

引き続き医師確保計画に基づいた医師確保のための施策を実施し医師偏在の解消に取り組めます。

(3) 医療従事者の長時間労働への適切な対応

医業に従事する医師については、2024年4月より時間外および休日労働の上限規制が適用される。そのことから、36協定の締結はもとより、長時間労働の是正がはかれる労働環境となっているか、監視体制の強化を求めるとともに、守られていない場合は適正な指導がなされることを求める。

(保健医療介護部)

医師の長時間労働に関しては、令和6年4月1日から施行される改正後の医療法に、長時間労働の医師に対する面接指導や休息時間の確保等に関する規定が設けられたことから、当該規定の実施状況については、県及び保健所設置市が実施する医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査において確認を行い、医療機関に対し必要な助言・指導を行ってまいります。

2. 地域医療体制を守る取り組みの推進

新型コロナウイルス感染症の診療はどこの医療機関でも診療が可能だが、院内感染対策の不備などから診療拒否が起こらないよう、受け入れ態勢を強化するために地域医療への支援体制を求める。

(保健医療介護部)

県では、発熱など、新型コロナウイルスの感染が疑われる症状のある方が、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関において適切に診療・検査を受けられるよう、発熱患者等の診療や検査を行う医療機関を「外来対応医療機関」として指定しています。

この外来対応医療機関に対しては、マスク、ガウン、フェイスシールドなどの個人防護具やHEPAフィルター付き空気清浄機などの設備整備に必要な経費を支援しています。

こうした取組により、引き続き医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

3. 保健所の配置や人的体制の確立・強化に向けた対策の推進

新型コロナウイルス感染症は一定程度の落ち着きを見せ、取り扱いは変わったが、終息はしていない。今後、重篤性のある変異株や新たな感染症が発生した際、これまでの経験を踏まえ、即時対応が可能な体制へ移行できるよう備えること。

(保健医療介護部)

令和5年5月8日付けで、同感染症の感染症法上の位置付けは5類に見直されましたが、これまでの経験を踏まえ、平時から新たな感染症危機の発生に備えるため、同日付けで県が設置する全保健所（9箇所）に感染症対策主幹の職を設置し、関係機関との連携強化や、感染症業務に迅速に対応できる人材育成等の推進体制を強化したところです。

また、今年度中に保健所設置市を含めた県内全保健所において、組織体制や人材確保等の事項を盛り込んだ健康危機対処計画（感染症編）を策定することとしております。

こういったことにより、今後、感染症危機が発生した際には即時対応できるよう備えてまいります。

4. 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアシステムの体制強化

「地域包括ケアシステム」の構築は、安心して暮らしていくためには必須である。誰一人取り残されることのないよう、市町村と連携して体制強化の充実を求める。

(保健医療介護部)

医療や介護を必要とする高齢者がさらに増加することが見込まれる中、県では、医療、介護、予防、住まい、生活支援といったサービスを一体的に切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を市町村と連携して進めています。

「医療」と「介護」については、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を構築するため、市町村が中心となって、郡市区医師会と緊密に連携したサービス提供体制が構築されるよう支援しています。

「予防」については、市町村における介護予防事業が効果的に行われるよう、市町村や地域包括支援センターで介護予防に従事する職員に対し研修を実施しています。

「住まい」については、高齢者の身体機能や介護者に配慮した住宅改修への助成を行っています。

「生活支援」については、移動や買い物などの地域のニーズを地域の資源と結びつける役割を担う生活支援コーディネーターを県で養成しています。

また、県では、地域包括ケアシステム構築に向けた体制強化を図るため、その中心的な役割を担う地域包括支援センターの運営経費に対して地域支援事業交付金による財政的支援を行っています。

さらに、市町村の介護保険施策担当職員、地域包括支援センターの職員を対象に、多職種協働による個別事例の検討を通じて、地域ネットワークの構築、ケアマネジメント等を円滑に進めるための「地域包括ケア会議基礎研修」を行っています。

また、市町村の幹部職員(部課長)、地域包括支援センターの管理者を対象に、「地域包括支援セミナー」を開催し、国の施策動向や先進自治体の事例紹介を行いました。

今後も、このような取組を通じて、市町村と連携して体制強化の充実を図ってまいります。

(2) チームオレンジの設置

認知症は、その患者への支援はもとより、家族へのサポートも重要であると考えられる。そのことから「チームオレンジ」未設置の市町村に対して更なる促進をはかる取り組みを求める。

(保健医療介護部)

県では、認知症サポーターを中心とした支援者がチームをつくり、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる「チームオレンジ」の取り組みを支援しています。

県内における設置状況は、令和3年度末時点で4市町（筑後市、嘉麻市、苅田町、みやこ町）でしたが、令和4年度末時点では11市町となっており、7市町（北九州市、大川市、宗像市、福津市、うきは市、志免町、桂川町）増加しました。

県では、令和5年度までに、県内市町村の半数である30市町村での設置を目指しており、令和2年度から、チームオレンジの立ち上げや運営支援を担うコーディネーター（「オレンジコーディネーター」）候補者を対象とした研修会を開催しています。

また、今年度は、県内4地域（福岡、北九州、筑豊、筑後）において、チームオレンジ未設置市町村に対して働きかけを行うことを目的として、市町村の認知症施策担当職員等を対象とした「チームオレンジ勉強会」を開催し、チームオレンジの立ち上げや運営支援、先進自治体の事例紹介等の研修を実施しました。

今後も、このような取組を通じてチームオレンジの設置を促してまいります。

(3) 介護サービスに対する支援

高齢化社会を迎えるなかで、介護サービスの充実が重要である。特に生活困窮者や単身高齢者が増えることを見込まれているなかで、介護サービスを必要とする人が必要なサービスを負担可能な費用で確実に受け取ることができる介護保険制度の確立は必要であることから、国に対して強く要望すること。

(保健医療介護部)

厚生労働省の社会保障審議会・介護保険部会での議論を経て、令和6年度から、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制が図られることとなりました。

利用者負担が2割となる一定所得以上の方の判断基準や生活援助サービスに関する給付の在り方等、高齢者の負担能力に応じた負担、公平性や均衡等を踏まえた給付内容等について、引き続き、同部会において検討していくこととなっています。

県としましては、介護保険制度が将来にわたって安定したものとなるよう、適切な介護報酬の設定や保険料と国・地方の負担の在り方を含め、必要な制度の改善を引き続き要望してまいります。

(4) 多重の見守り体制の構築

独居高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化などにより、要介護状態の悪化や孤立死が発生することのないよう、引き続き「見守りネットふくおか」への参加事業者の拡大によるアウトリーチ型の見守り機能および相談体制の充実に向け、市町村の多重の見守り体制の構築に向けた支援を行うこと。

(保健医療介護部)

県では地域の見守り体制や相談機能の強化等を推進することを目的として、地域の見守りの中心となる市町村職員や市町村社協職員を対象に「見守り活動推進研修」を実施しております。

また、他の模範と認められる、又は先駆的な見守り活動を実施している団体及び事業者に対し県知事表彰を実施しており、市町村における見守り活動の機運醸成を図っております。

さらに、県では各家庭を訪問する機会の多い事業者や地域を巡回する事業者等が、訪問先等の異変を察知した場合に市町村に通報する仕組みである「見守りネットふくおか」への参加事業者の拡大に取り組んでいます。

令和5年4月時点では19の事業者が県と協定を結び、それに準じて市町村が各事業者と個別に協定を結んでおります。地域の飲料販売店や配食サービス事業者、水道事業者等と市町村独自で協定を結ぶなど、アウトリーチ型の支援である「見守りネットふくおか」の仕組みを広げている市町村もございます。

県といたしましては、今後も研修や「見守りネットふくおか」に関する包括協定の参加事業者の拡大に取り組み、市町村の多重の見守り体制の構築を支援してまいります。

5. 介護職員の処遇改善、職場環境改善

高齢化社会が進んでいくなかで、介護職員の人材を確保するには更なる処遇改善を行い、定着する取り組みが必要である。引き続き、介護サービスの充実に向けた人材確保および処遇改善、職場環境改善を求める。

(保健医療介護部)

介護職員の処遇改善を図るため、国において介護報酬の中で「介護職員処遇改善加算」が設けられています。

県では、より多くの事業所が介護職員処遇改善加算を取得できるよう加算取得なしの事業所を対象とした勉強会の開催やアドバイザーの派遣を実施しているほか、事業所の管理者を対象とした雇用管理の改善や人材育成に関する研修を実施するとともに、介護業務の負担軽減・業務効率化のため、介護ロボットや介護ソフト等の導入を支援するなど、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護分野への人材参入の促進、働きやすい職場環境の整備、賃金の改善などに取り組んでいます。

また、介護職員の処遇改善については、物価高騰分を含む適正な賃金水準にする必要があることから、基本報酬の引き上げによる対応を検討するよう国に要望しています。

6. ケアラー支援に関する取り組みの推進

ケアラー・ヤングケアラーはストレスや経済的負担、孤独感などから心身に支障をきたす傾向にある。また家庭内の問題であることから、露呈しにくく、それらに起因する問題も孕んでいる。更に支援が必要であっても、本人が支援を拒むなど、非常にデリケートな問題である。県として調査や研修を実施し、ケアラー・ヤングケアラーの負担軽減をはかる取り組みを行っているが、より細やかな支援を行うため、条例の制定を求める。

(保健医療介護部) (福祉労働部)

県では、ヤングケアラー本人がその問題に気づいておらず、当事者からの相談に繋がりにくい実態があることから、今年度、こども向けのリーフレットやポスターを作成し、小学4年生から6年生および中学生全員に配布することで周知啓発を行っております。

また、ヤングケアラー支援のため窓口設置や、関係機関との情報共有や調整、協働して支援に取り組むネットワークの構築といった、支援体制整備に悩んでいる市町村も多く、今年度はヤングケアラー・コーディネーターを市町に派遣し、市町の支援体制構築支援に取り組んでおります。さらに、その事例を他の市町村に共有してまいります。

このような取組により、ヤングケアラーに必要な支援につなげてまいります。

難病患者等の介護を行う方への支援については、福岡県難病相談支援センターにおいて、療養・日常生活における相談支援等を実施しています。

また、在宅で人工呼吸器又は補助人工心臓を使用する難病患者や人工呼吸器等を使用する小児慢性特定疾病児童の介護を行うご家族等が休息（レスパイト）を取れるよう、レスパイト入院事業を創設し、受入医療機関に対して費用の助成を行い、介護者の負担軽減を図っています。令和4年度は、難病患者が延べ29人（延べ304日）、小児慢性特定疾病児童が延べ12人（延べ59日）利用しています。

高齢者の介護を行う方への支援については、市町村において、地域包括支援センターに高齢者に関する総合相談窓口を設置し、高齢者やその家族からの相談に応じるとともに、地域の実情に応じて介護者交流会や介護教室の開催といった家族介護支援事業を行っています。

また、県民に対して介護の知識や技術の普及を図るとともに、高齢社会は県民全体で支えるものという考えを広く県民に普及するため、一般県民向けの介護講座を開催しています。この介護講座には、新型コロナウイルス感染症の影響があった令和2年度を除き、毎年3,000人以上の方が受講しており、令和4年度は、過去最高の5,000人を超える受講者がありました。

在宅の医療的ケア児のご家族等介護者の負担軽減を図るため、訪問看護師が自宅等を訪問し、一定時間医療的ケアを代替する際の費用の一部を負担する日常生活支援事業（市町村補助事業）を実施しており、令和5年8月時点で、47市町村が事業を行っています。

現時点においては、条例化を図るよりも、まずはこうした取り組みをしっかりと進め、介護や看護に携わるご家族の皆様の負担軽減を図っていくことが重要であると考えております。

＜地域活性化＞

1. 福岡県交通ビジョン 2022 の推進

(1) 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築

交通のシビル・ミニマム（生活基盤最低保証基準）を維持するためには、利便性の向上や利用促進への取り組みも進めていかなければならない。さまざまな視点での中長期的な展望にもとづく地域公共交通ネットワークの構築をはかること。

(企画・地域振興部)

MaaS を通して公共交通の利便性の向上や利用促進を図るため、MaaS 実証実験を実施するための事業への支援、交通情報のオープンデータ化に対する支援、予約に応じて配車・運行ルート計算を AI が行うオンデマンド交通システムの導入費等に対する支援を通じ、交通 DX を推進してまいります。

また、公共交通ネットワークの形成を図り、地域の実情に応じた持続可能な移動手段を確保するため、市町村に対し、地域公共交通会議や担当者研修会等において、地域公共交通計画策定の必要性や関連する国の支援制度、先進事例等に関する情報を提供するなど計画の策定を推進しております。

(2) 広域連携型コンパクトシティの構築

複数の事業者が乗り入れている交通結節点が広域連携型コンパクトシティの中心点となるよう、県が市町村や交通事業者の橋渡し役となり、運行時刻等の見直しを行い、乗り換えの不便をなくす取り組みやまちづくりの観点から整備を行うなど、利用者の利便性向上に努めること。

(企画・地域振興部) (建築都市部)

県、市町村、経済団体等で構成する「福岡県地域交通体系整備促進協議会」等を通じて、交通事業者に対し、列車の増便など要望を行っています。

また、県、市町村、鉄道・バス・タクシーなどの交通事業者、そして地域住民の皆様等、多様な主体が一緒になって協議をして、それぞれの地域の実情にあった対応を行っていく必要があると考えており、各市町村が設置している地域交通に関する協議会等の場において県として助言を行っています。

更に、MaaS を通じた官民連携によって地域交通の最適化が図られ、乗り継ぎ利便性が向上するように努めます。

交通環境のうち交通結節点（駅前広場や自由通路）については、整備を実施する市町村に対して活用可能な補助メニューの紹介や先進事例の情報提供などの助言を行ってまいります。

(3) 新たな交通環境の整備

運行を担っている市町村に対し、支援、助言を行い、必要に応じて県民の移動の自由が奪われない新たな交通環境の整備に努めること。

(企画・地域振興部)

コミュニティバス等を運行する市町村、地域内の住民代表、交通事業者等が生活交通確保について協議する地域公共交通会議等の場を通じて、県民ニーズを把握するとともに、地域の実情に応じた助言や情報提供を行ってまいります。

また、公共交通を維持・確保するため、バス事業者に対する運行経費・車両購入費の補助、市町村等が運行するコミュニティバスの運行費・バス停等設備導入費・実証運行経費・利便性向上事業に対する補助を実施しております。

また、公共交通の利便性の向上や効率化等を図るため、予約に応じて配車・運行ルート of 計算を AI が行うオンデマンド交通システムの導入費等に対する補助を実施しております。

(4) 公共交通施設のバリアフリー化

活力ある社会を作り上げていくためには、あらゆる人が安心して社会活動に参加することが重要である。そのことから公共交通施設のバリアフリー化、ホームドアの設置、車いすが乗降しやすいバス停の整備など、誰もが移動しやすい交通環境の推進をはかること。

(企画・地域振興部)

公共交通施設のバリアフリー化については、県、市町村、経済団体等で構成する「福岡県地域交通体系整備促進協議会」等を通じて、交通事業者に要望を行っております。また、原油価格高騰の影響等により苦境にある交通事業者は、整備費のみならず、維持管理費も負担となっていることから、国に対し、バリアフリー化に必要な支援がなされるよう、補助制度の充実・強化及び必要な予算の確保を要望しています。

また、事業者や市町村等の関係者とバリアフリー化推進のための意見交換を行っております。

(5) 交通ネットワークへの支援

公共交通機関の輸送人員はコロナ禍以前には回復していない。加えて原油の高騰などコスト増は続いており、公共交通のみならず、物流への影響も懸念される。公共交通の確保や物流の円滑化・強靱化のため、支援を行うこと。

(企画・地域振興部) (商工部)

県としては引き続き原油価格高騰の影響を受ける地域鉄道、路線バス、タクシー事業者に対して、事業継続のための財政支援を行っています。

トラック輸送は、物流の基幹産業として、経済活動や県民生活に不可欠な物資の輸送を担っており、災害時の支援物資輸送の面をとっても、非常に公共性が高い業種であると認識しています。

県では、トラック事業者の輸送力確保、輸送サービス向上、安全運転確保等を目的として公益社団法人福岡県トラック協会に対し福岡県運輸事業振興助成交付金を交付しており、物流の円滑化・強靱化に係る各種事業に活用されているところです。

要求の趣旨について、経済活動や県民生活への支障を抑えるため、業界の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

2. 渋滞緩和・走行環境への対策

(1) 渋滞緩和対策

①都心部のバス優先・専用レーンの確保により公共交通の定時制が保たれ、利用者の利便性が向上する。そのことから一般車両への更なる周知の徹底や取締りの強化を求める。またバス優先・専用レーンが設置されていない地域でも、市町村が実施している「ノーマイカーデー」への支援など、県内各地の渋滞緩和の更なる推進を求める。

(県警本部) (企画・地域振興部)

バス優先・専用レーンについては、規制時間帯における交通指導取締りを行い、路線バスの定時運行の確保に努めております。

今後も、路線バスの定時運行の確保に向けた取締りを継続してまいります。

県では、国、市、警察等からなる福岡県渋滞対策協議会に参画し、関係機関と連携した渋滞緩和の推進に取り組んでいます。

令和5年度においては、国・福岡市が実施するモビリティ・マネジメントに係る事業への広報協力や、パーク・アンド・ライド駐車場の周知、自転車通勤の推進など、渋滞緩和に資する取組を実施しました。

今後も、公共交通機関や自転車の利用を促進することにより、渋滞緩和の更なる推進に取り組んでまいります。

- ②パーク・アンド・ライド、フリンジパーキングの認知度を上げるため、商業施設等との連携など更なるPR活動の強化を求める。

(企画・地域振興部) (建築都市部)

パーク・アンド・ライドについては、市町村や交通事業者等と連携しながら、公共団体が管理している駐車場や、公共交通機関の定期等を利用している方が駐車料金の割引等の優待サービスを受けることができるパーク・アンド・ライド駐車場を県のホームページに掲載し、周知を図っています。今後も、定期的に情報の更新を行い、県内のパーク・アンド・ライド駐車場の情報提供に努めてまいります。

また、令和5年10月に福岡国道事務所が主催した渋滞対策の社会実験では、自転車や公共交通機関等の利用を促進し、都心部の自家用車の利用を減らす取組の一環として、パーク・アンド・ライドについて、周知を図ったところです。

今後も、パーク・アンド・ライドの推進等による公共交通の利用促進に取り組んでまいります。

フリンジパーキングにつきましては、県内で福岡市が実施をしているところですが、広域的なPRが課題となっていたため、昨年度から新たに県広報紙を活用し広域的なPRに協力を行ってまいりました。今年度も博多地区で、新たにフリンジパーキングの取り組みを開始していることから、引き続き県広報ツールを活用し、PRについて協力してまいります。

- ③駐車場の隔地化の整備については、駐車場を整備する市町村だけではなく、交通事業者等も組み込み、移動の利便性を強化した公共交通への利用転換の促進を求める。

(建築都市部)

公共交通への利用転換が期待される施策として、県内では福岡市がフリンジパーキングや附置義務台数の低減など実施しております。県におきましては、こういった先進的な取組について他自治体へ情報提供を行い、公共交通への利用転換が促進されるような制度が拡充されるよう協力してまいります。

(2) 走行環境対策

信号機のサイクル・スプリット・オフセットの調整や見直し、また歩車分離交差点のゆとりシグナルの設置など、歩行者・自転車・自動車それぞれが安全に通行できる環境の整備をはかること。

(県警本部) (県土整備部)

信号機のサイクル・スプリット・オフセットの調整及び見直しについては、日々変化する道路交通環境に適切に対応するため、交通渋滞及び交通事故の発生状況、県警ホームページ等を通じて寄せられる要望・意見等を踏まえ、現場調査を行った上で、必要に応じて、信号機の秒数調整等を行っています。また、「ゆとりシグナル(経過時間表示付き歩行者用交通信号機)」については、歩行者の通行実態、車両の交通量、交差点の形状等を踏まえ、歩行者の安全性の向上につながる箇所に整備しています。

今後も、歩行者等が安全で快適に通行できる道路交通環境の整備に努めてまいるとともに、歩行者・自転車・自動車それぞれの交通状況を考慮し、交通管理者と協議を行いながら、適切な道路改良に努めてまいります。

3. 公共交通の犯罪対策支援

鉄道車内防犯カメラの設置については、経営基盤が弱い一部の事業者に支援を行うこととなっているが、車内防犯関係設備の充実はすべての事業者へ必要である。鉄道車内防犯カメラの設置対象となった場合は、経営基盤にかかわらず、すべての事業者に対し支援措置の構築を行うよう国に要望すること。

(企画・地域振興部)

国土交通省は、令和5年10月に、新幹線と1キロ当たりの1日平均乗客数が10万人以上の路線で設置を義務付ける改正省令を施行しました。県内は、義務化の対象となっていませんが、義務化の対象拡大などについて、今後の動向を注視してまいります。

4. 自転車のマナー向上、交通空間の整備の推進

(1) 交通空間の整備

レンタルサイクル等の普及もあり自転車の利用者数は増加傾向にあり、福岡市では電動キックボードなど新たな移動手段も増えている。しかし、交通空間の整備は進んでおらず、特に大型車両が通行する際などは、接触事故の確率が高くなる。交通量の多い場所に自転車専用レーンを設けるなど、さまざまな移動手段が安全に通行できる交通空間の整備を求める。

(県土整備部) (県警本部)

自転車の安全で快適な通行と交通混雑の緩和を実現するため、交通状況や利用者の多様性、将来に渡る自転車通行空間の使われ方を踏まえて、可能な限り歩行者、自転車、自動車が適切に分離された道路環境の整備を目指していきます。

自転車、電動キックボードなどの新たな電動モビリティを含む様々な移動手段での安全で快適な通行と交通混雑の緩和を実現するため、道路利用者のニーズや道路状況、交通実態等を踏まえて、可能な限り歩行者、自転車、自動車が適切に分離された道路交通環境の整備を目指していきます。

(2) マナー違反者への指導や取締りの強化

通行するすべての人々にとって車道や歩道が安全な場所となるよう指導や取締りを強化すること。

(県警本部)

交通指導取締りの際は、交通事故・違反が多い場所を分析選定し、交通違反者に積極的な指導警告を行い、警告に従わないなど、悪質・危険な違反者に対しては確実な検挙措置を講じてまいります。

(3) 交通安全運動などの安全対策の促進

小中高校生また大学生は学校等で啓発を行う機会はあるが、社会人などになればそのような機会が減る。また、2023年4月よりヘルメットの着用が努力義務とされたが、着用率はまだまだ低調である。そのことから、交通安全運動などの安全対策の促進の機会を作ることを求める。

(人づくり・県民生活部) (県警本部)

県では、道路交通法改正に伴うヘルメット着用の努力義務化、頭部を守ることの重要性について、ヘルメット着用のイメージをアップするデザインを施したチラシ・ポスターを作成し、各学校のみでなく、自転車販売店、貸付業者、商工会、商工会議所、市町村、市営駐輪場などへ配布するとともに、県ホームページに掲載し、ヘルメット着用の周知啓発を行っています。

また、イベントを活用し、県警察とも連携の上、春・秋の交通安全フェアやツール・ド・九州福岡ステージにおいては、チラシの配布やヘルメット着用体験などにより着用を呼び掛けており、今後も四季の交通安全運動をはじめ、あらゆる機会を捉えて周知啓発を行ってまいります。

社会人に対しては、運転免許更新時等の講習及び安全運転管理者講習を始め、企業に対する交通安全教育、地域の会合等での交通安全教育、キャンペーン等の街頭啓発のほか、あらゆる広報媒体を活用した啓発を行っているところです。

また、自転車ヘルメットの着用率の向上を図るため、高齢者講習時の啓発、交通指導取締りと連動した街頭啓発を実施するとともに、「自転車ヘルメット着用推進宣言事業所」を認定するなどの取組を推進しております。

今後も、これらの取組を継続していくとともに、四季の交通安全県民運動、自転車月間等のあらゆる機会を捉え、情勢に応じた交通事故抑止に係る各種広報啓発活動、自転車乗車用ヘルメットの着用努力義務の周知等を、自治体をはじめとする関係機関・団体等と連携し推進してまいります。

5. デジタル・ガバメントの推進

「公共サービスが誰でも・どこでも・いつでもワンストップで受けられる社会」は、利用者の利便性向上だけではなく、行政の運営の効率化をはかることにもつながることから更なる推進を求める。

(企画・地域振興部)

行政手続きのオンライン化については、県において市町村の現状分析を行い、その推進に取り組んでいます。

県内53市町村・県で構成する「ふくおか電子自治体運営協議会」(事務局：県)では、システムの共同調達の一環として電子申請システムを導入し、すべての会員団体が追加の負担金なく利用できる環境を提供しています。マイナンバーカードによる個人認証対応や各種手続きでの標準様式を用意するなど利便性向上にも取り組んでいます。

また、個別の支援が必要な市町村に対しては、同協議会において専門人材を派遣し、デジタル化に向けた取組を実施しています。

今後も、市町村の状況に応じて、適切な支援を検討し、デジタル化の一層の推進を図ってまいります。

6. 投票率向上の取り組み

民主主義の基盤となる地域住民の政治参加を促進するには、投票率の低下は見逃ごせない問題である。最近、商業施設等に期日前投票所が設置されるなど整備は進んでいるが、投票率向上には繋がっていないことから、以下について求める。

(1) 期日前投票所の整備・推進

投票率向上は喫緊の課題であることから、市町村と連携し、投票率向上に向けた期日前投票所の更なる設置など投票行動に繋がる環境を整備すること。

(企画・地域振興部)

県選管では、期日前投票所について、有権者にとって利便性の高い大型商業施設への設置や新たに有権者となった高校生や大学生に投票を促す効果が期待される高校や大学への設置について積極的に検討するよう、市町村選管に働きかけています。

一方で、期日前投票所の設置については、事前準備から当日の運営まで、人員等の執行体制の確保が課題となっており、大型商業施設における期日前投票所の設置や運営を外部委託や人材派遣を活用して実施している例があるため、事務の参考として県内自治体における契約実例等についての資料を昨年7月、各市区町村選管あてに送付したところです。

(2) 新たな仕組みづくりの推進

不在者投票などをより簡潔に行えるよう新たな投票手段の構築を国に対し求めること。

(企画・地域振興部)

県選管では、一昨年12月、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて、国に対し、次の事項について要望しました。

- ・インターネット投票の導入について着実に検討を進めること
- ・郵便等投票ができる者（身体に重度の障がいがある者、要介護5である者等）の範囲を拡大するよう法改正すること

7. 新しい生産技術開発等に向けた産学官との連携および支援

新しい生産技術開発等に向けては、初期段階の支援、また大学の研究等への支援などは必須となる。これからも水素のみならず、新たな開発に向けて産学官の連携および支援を行うこと。

(商工部)

初期段階の支援や大学の研究に対しては国による支援が行われているところであり、本県では、社会実装や事業化の段階に至った産業分野において、下記のような産学官連携や支援に取り組んでおります。

【水素分野への支援】

水素は、カーボンニュートラルのキーテクノロジーとされており、県では水素エネルギー社会の実現を目指し、平成16年から他に先駆けて産学官で構成される「福岡水素エネルギー戦略会議」を設立し、研究開発、社会実証、新産業の育成・集積などの取組を展開してまいりました。

令和4年8月には、「水素製造のイノベーション」「水素利用の拡大」「水素関連産業の集積」を3つの柱とする「福岡県水素グリーン成長戦略会議」を策定し、産学官連携組織である「福岡県水素グリーン成長戦略会議」を新たに設立しました。

また、水素関連分野への参入や水素関連技術・製品の導入等にむけた助言やマッチングを行うサポート窓口も開設しております。

この戦略会議のもと、九州大学に集積する水素関連研究拠点と連携しつつ、県内企業と大学等が協力して行う製品開発や社会実証等への支援等を通じ、産学官連携の推進・支援に取り組んでまいります。

【バイオ分野への支援】

福岡県は久留米市と連携して、平成13年に産学官で構成する福岡県バイオ産業拠点推進会議を設立しました。この推進会議を核として、県内にバイオ産業の集積を目指す「福岡バイオバレープロジェクト」を開始し、「次世代創薬」「再生医療」「スマートセル」「機能性表示食品」の4分野を中心に、研究開発支援、ベンチャー育成支援、事業化支援等の取組を行ってきました。

令和4年10月には九州大学と連携して、久留米リサーチ・パーク内にある福岡イノベーションセンター内にゲノム編集産業化実証ラボを開設し、ゲノム編集やスマートセルに関する研究開発を支援しています。

また、機能性表示食品として届け出るにあたり、有効な成分、機能性等を調査する目利き調査を、九州大学と連携して実施しています。

令和5年秋には、久留米大学と連携して希少疾病治療薬開発を支援するオープンドラッグプラットフォームを整備し、県内創薬ベンチャーの研究開発支援を実施する予定です。

今後も引き続き、バイオ産業の集積、県内バイオ関連企業の成長に向けた、産学官連携の推進・支援に取り組んでまいります。

【半導体分野への支援】

本県では、今後成長が見込まれる「半導体・デジタル」分野の取組を強化するため、令和4年6月、産学官による新たな産業振興プラットフォーム「福岡県半導体・デジタル産業振興会議」を設立しました。

この振興会議を核として、「企業を呼び込むためのプロジェクト」、県内企業の新製品開発等に対する助成などの「地元企業のサプライチェーンの強化」、「人材の育成・確保」、「企業誘致の強化」を四本柱として、産学官が連携の下、カーボンニュートラル時代の製造業を支えるパワー半導体など“グリーンデバイス”の一大開

発・生産拠点形成を目指しています。

今後も引き続き、半導体産業の集積、県内半導体関連企業の成長に向けた、産学官連携の推進・支援に取り組んでまいります。

8. 新たなモビリティサービスの活用と課題への対応

MaaS による移動を地域の活性化に繋げるには、あらゆる交通情報を集積する必要があるが、導入にあたっては、環境整備が必要で、コスト面などで負担が大きくなる。国内外問わず、あらゆる人々が利用しやすいモビリティサービスとなるよう支援を含めた推進を求める。

(企画・地域振興部)

MaaS を通して公共交通の利便性の向上や利用促進を図るため、MaaS 実証実験を実施するための事業への支援、交通情報のオープンデータ化に対する支援、予約に応じて配車・運行ルート計算を AI が行うオンデマンド交通システムの導入費等に対する支援を通じ、交通 DX を推進してまいります。

9. 地域活性化に向けた新たな取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響により、交通産業をはじめ、旅行業、飲食業などさまざまな職種が厳しい経営状況に追い込まれた。この先の after コロナに向け、国内外の観光客へ、地の利を生かした県内各地の魅力を発信し、産業の活性化の推進を求める。

(商工部)

令和6年春に、日本最大級の観光キャンペーンである「デスティネーションキャンペーン」を福岡・大分の共同で開催します。

このキャンペーンの基本方針の一つとして、「観光産業の復活と新たなステージへの挑戦」を掲げており、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症からの観光産業の復興とアフターコロナ時代の新たな魅力づくりへの挑戦や持続可能な観光の実現を目指すこととしています。

この実現のため、交通産業、旅行業、飲食業、市町村等と連携し、観光素材の発掘・磨き上げ、全国への情報発信を行い、旅行商品の造成、誘客の促進に努めてまいります。

また、複数市町村が連携した観光素材の開発・情報発信を支援し、地域の活性化に取り組んでまいります。

【環境・安全】

<環境>

1. 環境保全と地球温暖化対策の強化推進

福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）の推進に向け、SNSの活用等、広報・周知活動を充実し、SDGsの考え方を浸透させるとともに、目標達成に向けた取り組みを進めること。

（環境部）

福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）では、各柱の施策の方向がSDGsのどのゴールと関係しているのかを一覧表で示し、広く県民に周知しています。また、以下のような取組を進めております。

- ① 毎年発行している「福岡県環境白書」で、本県の主な取組とSDGsのゴールとの関連性をわかりやすく図示し、広く県民に周知しています。
- ② 「福岡県環境県民会議」や「地域環境協議会」においてもSDGsの理念や、それぞれの活動に関連するSDGsのゴールを紹介しています。
- ③ 県内の小学校5年生に毎年度配布している環境教育副読本「みんなの環境」や令和4年度に新たに作成した「地球温暖化対策ワークブック 中学生用」では、SDGsの理念や、SDGsのゴールに関連する家庭や学校でもできる取組について掲載しています。
- ④ 環境総合ビジョンの部門計画である「福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）」、「福岡県生物多様性戦略」及び「福岡県廃棄物処理計画」においても、各施策とSDGsとの関係を一覧表で示し周知しています。

さらに、令和5年5月に、福岡県環境部で運用するX（旧ツイッター）アカウント「ふくおか環境広報隊」を開設し、環境施策、環境イベント情報等を幅広くかつタイムリーに発信しております。

福岡県環境総合ビジョンの目標達成に向けては、「環境白書」で毎年度末における目標の達成状況を公表するとともに、以下の取組を行っています。

- ① 庁内協議機関である「福岡県環境対策協議会」で、全庁的に計画の推進を図り、必要に応じて目標や施策の見直し等を検討します。
- ② 県民や事業者の団体、市町村等からなる「福岡県環境県民会議」を活用し、県民・事業者・行政が一体となって計画の推進を図ります。
- ③ 県の保健福祉環境事務所に設置されている「地域環境協議会」を活用し、地域における計画の推進を図ります。

2. 「2050年カーボンニュートラル」の実現

- (1) 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた、県の役割に基づく対応を行うとともに市町村に対する必要な支援や指導を行うこと。また、県民の果たす役割の具体的な明記とその周知・広報を行うこと。

(環境部)

令和4年3月に2050年カーボンニュートラルを目標として策定した「福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)」に基づき、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進してまいります。

また、市町村への支援等については、地方公共団体実行計画の策定・改定や同計画に基づく取組が困難な市町村に対し、助言や人材育成の支援等の措置を積極的に講じるとともに、市町村における取組の優良事例の収集と他の市町村への普及促進に努めることとしており、研修会や情報提供を行っています。

なお、県民は、地球温暖化問題が日常生活や社会経済活動等に深刻な影響を及ぼすことを理解し、日々の生活の中で、省資源、省エネ製品の選択、エコドライブなど、一人一人が脱炭素型のライフスタイルへの転換に取り組むことが期待されており、その旨計画に明記しています。

計画については、策定に当たりご審議いただいた、県民団体や事業者団体、国、市町村で構成する福岡県環境審議会、福岡県環境県民会議、福岡県気候変動適応推進協議会等と情報共有するとともに、県のホームページ等で広く周知を図っているところです。

(2) 福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)における施策ごとに雇用・くらしをはじめとした地域経済・社会への「負の影響」を明らかにすること。「負の影響」については、「公正な移行」「グリーンリカバリー」の実現のための対策を行うこと。とりわけ雇用・くらしに直結する「公正な移行」の具体化にあたっては、「グリーンな雇用創出」「地域脱炭素化」「失業なき労働移動」と重層的なセーフティネットへの検討に早期に着手し、そのための十分な予算措置を講じること。

(環境部)

先進国をはじめとして各国は、脱炭素化に向け、技術のみならず、国際的なルール形成の局面において、自国の産業構造などを踏まえ自国に有利なルール作りに邁進し、また、事業者も脱炭素技術を利用した競争力強化に取り組み始めています。

また、世界では、新型コロナウイルス感染症という新たな危機により、世界の経済社会の枠組みは大きく変化しており、気候変動対策もこの変化への対応と一体的に推進する必要がある、新型コロナウイルス感染症拡大後の経済復興について、気候変動対策の野心を高め、持続可能な経済社会の実現に向けたグリーンリカバリーの取組が進められています。

このため、国は、地球温暖化対策を経済成長の制約と捉えず、積極的に地球温暖化対策を行うことで産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すこととしており、成長が期待される産業への政策支援による「経済と環境の好循環の実現」や、2050年カーボンニュートラルに伴う産業構造転換を支援する「労働力の公正な移行」などの視点で脱炭素化に取り組んでいくこととしています。

本県では、国が策定したグリーン成長戦略で強力に施策を推進する14分野のうち、風力産業や水素産業、自動車産業等の分野において、人材育成や参入支援、設備の導入支援などに取り組んでいます。脱炭素化に資する産業が新たな時代をリードする基幹産業に成長した、経済と環境が好循環するグリーン社会の実現を目指し、これら脱炭素化に資する産業の振興に取り組んでまいります。

「失業なき労働移動」及び重層的なセーフティネットの検討については、今後の国の動向を注視してまいります。

(3) 省電力化等によるグリーン化の推進に向けた各種取り組みの確実な実行とあわせ、その進捗状況を明らかにし、さらなるデジタル化と整合の取れたインフラ整備をはかること。

(環境部)

令和4年3月に2050年カーボンニュートラルを目標として策定した「福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)」に基づき、洋上風力をはじめとする再生可能エネルギーの導入促進や、水素エネルギーの利活用、電動車の普及促進、家庭や事業所における省エネ設備の導入など、様々な分野で取組を進め、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進してまいります。

最新データの2020年度における福岡県の温室効果ガス排出量は、4,395万トンと基準年度比29.0%削減しており、部門別の目標である再生可能エネルギー発電設備導入容量は2022年度309万kW、2020年度の1世帯あたりの二酸化炭素排出量は47.5%削減、事業所の床面積あたりの二酸化炭素排出量は45.8%削減、使用自動車1台あたりの二酸化炭素排出量は17.4%削減となっています。

デジタル化の進展は、人・モノ・カネの流れの最適化が進むことなどを通じ、エ

エネルギーの効率的な利用・省 CO2 化にもつながるものです。一方で、住宅や工場、自動車等の電化やデジタル化が進むことにより、デジタル関連の消費電力は増加し、CO2 排出が増えることも予見されるため、更なる省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの最大限の導入促進を図り、温暖化対策をしっかりと進めてまいります。

3. 安全・安心で安定的なエネルギー社会の実現

- (1) 「福岡県地域エネルギー政策研究会」が示した、福岡県（地域）が目指すべき方向性に基づく、エネルギー施策を推進するとともに、実施状況を周知すること。
(企画・地域振興部)

産学官の有識者で構成される「福岡県地域エネルギー政策研究会」は、安定的なエネルギー・電力需給を確保し、産業の活性化や雇用の確保を図るために地方が果たすべき役割や取組について幅広く研究することを目的としています。

研究会からは、県をはじめとする自治体、事業者、県民、大学・研究機関など各主体が目指すべき方向性を示した提言が出されており、県では、この提言を指針として、各主体と連携・協力しながら、様々なエネルギー施策に取り組んでおります。

併せて、福岡県エネルギー政策推進本部会議を設置し、部局間の施策連携を図るとともに、課題を共有し、研究会の提言・意見を踏まえたエネルギー施策の進捗管理を行うことで、全庁的にエネルギーに関する施策を推進しております。

また、研究会において、県と市町村の取組を提言に沿って整理し、実施状況を報告しており、県のホームページ等でも周知を図っているところです。

- (2) 再生可能エネルギーについては、その普及拡大はもとより、将来的な主力電源化に向けて、引き続き導入促進をはかること。とりわけ、福岡県において推進している洋上風力発電については、着実な導入に向け取り組みを進めること。
(企画・地域振興部)

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、地産地消が可能な分散型エネルギーであることから、再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでいるところです。

この結果、2022 年度末において、再生可能エネルギー発電設備導入容量は 309 万 kW と、県総合計画の 2026 年度末の目標である 405 万 kW に向け着実に増加しております。

今後も、洋上風力発電など地域の特性に応じた多様な再生可能エネルギーの普及促進に取り組んでまいります

(3) 利用者の視点に立った自動車の電動化に向けては、エネルギー供給のあり方が課題となることから、以下について要請する。

①カーボンニュートラルの県内自動車産業における新規開発や参入をめざす企業に対する「CASE（ケース）関連技術開発支援補助金」および企業間連携を支援する「自動車サプライヤー連携強化事業補助金」の周知を強化するとともに応募状況を明らかにすること。

(商工部)

「CASE 関連技術開発支援補助金」及び「自動車サプライヤー連携強化事業補助金」の周知にあたっては、北部九州自動車産業グリーン先進推会議の会員(会員数:884)への周知のほか、自動車産業アドバイザー及び CASE プロモーターによる企業訪問(11月末時点 436回)や電動化参入支援センターによる相談対応(12月中旬時点 74回)の際の個別案内、展示会・商談会等の参加企業へのメール連絡や、各関係団体からの案内メールにて周知を行っております。また、当課職員が登壇するセミナー等において聴講者に向けて直接説明を行うなど、周知を強化しております。

なお、R5年8月末時点の応募状況は以下の通りです。

- ・「CASE 関連技術開発支援補助金」 応募件数 1件
- ・「自動車サプライヤー連携強化事業補助金」 応募件数 6件

②ドイツでは、2035年以降に欧州域内でクリーンな次世代燃料「e-fuel（イーフェューエル）」を使用する新車販売について認めるよう要望を出している。また、日本政府は昨年9月「合成燃料（e-fuel）の導入促進に向けた官民協議会」を設置し、研究開発・政策立案を進めていることから、国の動向を注視し、福岡県が先進的な役割を果たすこと。

(商工部)

二酸化炭素と水素を合成して製造される合成燃料（e-fuel）については、国の官民協議会において、中間とりまとめが示されました（R5年6月）。NEDO事業やGI基金を活用した革新的製造技術の開発や大規模製造プロセスの実証等により、2030年代前半の商用化を目指すこととされています。

本県では、本年8月に将来的なグリーン水素の輸入を視野に入れた企業マッチングや大学の研究交流等を支援するため、県や県内企業で構成する訪問団を豪州ニューサウスウェールズ州に派遣しました。その際に、e-fuel 製造技術を保有するHIFAsiaPacific社を訪問し、事業説明を受けるとともに今後の連携について意見交換を行いました。

本県が先進的や役割を果たすべく、引き続き、国内や海外の動向・情報に注視してまいります。

<安全>

1. 九州北部豪雨からの復旧・復興対策

(1) 安心して暮らせる環境の整備

地元の意見等も十分に聞きながら、被災自治体への必要な支援等を含め、早期の工事完了に向け、県としての適切な対応をはかること。

(県土整備部) (農林水産部)

県としては、引き続き、地元関係者との調整を進め、令和5年度内の完成を目標に、残る工事の進捗を着実に図り、一日も早い被災地の復旧・復興に取り組んでまいります。

また、市・村が実施している各施設の復旧工事についても、早期完了を目指して引き続き支援してまいります。

市・村が実施している農地・農業用施設の復旧工事について、工事を行う自治体に対し技術職員を派遣するなど、引き続き、早期完了を目指して支援してまいります。

(2) 地域産業と雇用の場の復旧・復興

農地の復旧完了に向け、引き続き支援を行うとともに、農地復旧後に、再び農業に取り組む意志がある場合は、再興に向けた支援を行うことを求める。

(農林水産部)

農地の復旧については、砂防工事などの仮設道路用地として利用していた箇所においても、順次、復旧工事に着手しており、引き続き、早期完了を目指して支援してまいります。

また、被災した農業用施設・機械の再取得や修繕等に要する経費を助成するとともに、被災地域の生産者等の担い手が、収益性の高い園芸品目の栽培に取り組む場合には、ハウス施設や省力機械の導入を支援してまいります。

さらに、普及指導センターが、農業者の意向を踏まえながら、品目の選定や作型などを提案するとともに、JAと連携して栽培技術指導等を行い、引き続き、農業者の営農の継続、再開を支援してまいります。

2. 総合的な防災・減災対策の充実・強化

毎年、全国各地で大規模な自然災害による甚大な被害が発生しており、平常時から想定される最大規模の災害に備えた防災・減災対策を講じることが求められていることから、以下について要請する。

(1) 福岡県地域強靱化計画の推進

「令和2年7月豪雨」などの災害にかかる検討・検証結果を踏まえ、2022年3月に改定した福岡県地域強靱化計画については、引き続き、計画にもとづく進捗管理を徹底するとともに、適宜県民へ公表すること。

(総務部)

福岡県地域強靱化計画については、毎年度、計画本編とともに、計画に定めた取組の進捗状況と評価を、県ホームページに掲載で公表しています。

(2) 福岡県建築物耐震改修促進計画

地震に強いまちづくりの推進に向けた取り組み継続するとともに、以下について対応を強化すること。

- ①耐震化未完了の5校8棟に登校する児童生徒の安全を確保するため、学校施設の早期耐震化に向け、引き続き、市町村に対する指導・助言を行うとともに、国との連携を強化すること。

(教育庁)

耐震化が未完了である4市町村には、個別に現状や課題をヒアリングした上で、国庫補助制度の活用等により耐震化が一刻も早く完了するよう、国とも連携しながら、引き続き指導・助言を行ってまいります。

- ②木造戸建て住宅の耐震化に向け、耐震改修補助制度の周知・徹底をはかること。

(建築都市部)

木造戸建て住宅の耐震改修補助については、耐震化に要する費用の一部を市町村を通じて支援しているところです。

また、これまで耐震化の普及啓発パンフレットによる周知のほか、民間事業者と連携した普及啓発活動や耐震診断アドバイザーによる診断結果に補助制度に関するチラシを同封するとともに、市町村からも広報誌への掲載やダイレクトメールでの補助制度の案内などの協力をいただいております。

今後も引き続き、このような取組を通じて補助制度を周知してまいります。

(3) 地域インフラの整備

- ①公共交通網やライフラインは被災すると復旧に長い時間がかかり、その間の地域経済や地域住民の生活に極めて大きな影響を及ぼすことから、公共交通網やライフラインの途絶を未然に防ぐ取り組み（リダンダンシー向上）に向けた地域防災対策をさらに強化すること。

(県土整備部)

平常時・災害時を問わない安定的な道路ネットワークの確保を図るため、「福岡県地域強靱化計画」に基づき、国の「5カ年加速化対策」の予算等を活用しながら緊急輸送道等の道路防災、道路拡幅等の整備を進めてまいります。

- ②浸水危険個所の適切な点検に伴う優先順位の高い地域の排水機場の増強等、浸水対策を進めること。

(県土整備部)

内水対策を行う上で、排水機場の増強は有効な手段のひとつであるため、過去の降雨状況や流域の人口の集積状況などを総合的に判断し、優先順位が高い箇所から実施してまいります。

(4) 情報伝達機能の強化

すべての人の命を守るために、正確な情報を確実に利用し、正しい状況判断を行えるよう、以下の取り組みを強化すること。

①防災アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の登録増加に向けた取り組みを強化すること。

(総務部)

登録促進の取組については、令和4年12月、配信開始の前日に、知事会見で、県民の皆様に直接呼びかけるとともに、県職員には、積極的な登録と、家族や知人への声かけを促し、市町村や関係機関には、文書やチラシを配付しました。

また、昨年3月まで「登録促進キャンペーン」を実施し、

- ・ 携帯電話販売店でのチラシ等によるPR
- ・ 「フェイスブック」や「インスタグラム」へのSNS広告
- ・ 「グーグル」や「ヤフー」へのWEB広告
- ・ 県や他団体が主催する防災イベントでの特設ブースの設置などに取り組みました。

さらに、今年度は、

- ・ 知事定例記者会見における出水期前の登録呼びかけ
 - ・ ショッピングモールでの携帯電話会社と連携したダウンロード支援
 - ・ 金融機関や県との協定締結先企業等の協力による周知
 - ・ 民放各社番組内での紹介
 - ・ 鉄道各駅へのポスター掲示
 - ・ 市町村広報誌への掲載
 - ・ 新聞広告、県広報番組
 - ・ 県政出前講座
 - ・ SNS 広告、WEB 広告
 - ・ 民間企業や団体主催のイベントにおけるブース出展
 - ・ 放課後児童クラブの防災学習におけるアプリ活用
 - ・ 1人1台タブレットを活用した小学校防災授業におけるアプリ導入の働きかけ
 - ・ 県職員全員へのメールによる再周知
- 等に取り組んでいるところです。

今後も、こうした取組に加え、効果が期待できる手法を取り入れ、ひとりでも多くの県民の皆様に登録いただけるよう取り組んでまいります。連合福岡の会員各位におかれましても、周知への御協力をお願いします。

- ②スマホ等の利用が困難な住民に対する情報伝達手段の周知・広報を徹底すること。

(総務部)

県では、スマートフォンの利用が困難な方でも防災情報を入手できるよう、スマートフォンでなくてもパソコンやフィーチャーフォン（ガラケー）を通じ、メールで防災情報をお知らせする「防災メール・まもるくん」を引き続き配信しております。

避難情報を発令する市町村に対しては、副市町村長会議等を通じ、

- ・防災行政無線やコミュニティFM、広報車、消防団による呼びかけを活用するとともに、マスメディアとの連携等を含め、更なる多重化の取組を検討すること
- ・視覚障がい者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しては、多様な伝達手段での情報発信等により、避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じること

を要請しているところです。

今後とも、一人でも多くの県民の皆様へ、多様な媒体による防災情報の発信に取り組んでまいります。

- ③外国人へ確実に情報が届くよう、国際交流センターや市町村との連携を強化すること。

(企画・地域振興部)

外国人へ確実に情報を届けるため、「ふくおか防災ナビ・まもるくん」において災害に関する情報を多言語で発信しているほか、大規模災害発生時には、公益財団法人福岡県国際交流センターと「災害時多言語支援センター」を設置し、市町村による外国人対応をサポートしています。また令和3年度からは県内市町村と連携し在住外国人を対象とした防災訓練を実施しております。

(5) 避難行動の体制整備

災害発生時に安全な避難行動ができる体制整備に向け、以下の取り組みを強化し地域防災力の強化を図ること。

- ①福岡県が市町村と連携し実施している自主防災組織や自治会等を対象とした避難所運営に係る研修や訓練の未実施市町村の訓練実施に向け連携を強化すること。
- ②市町村が主体となって実施する避難訓練・避難所運営訓練未実施の市町村への訓練実施に向けた対応を強化すること。
- ③安全な避難行動の実践に向け、継続的な避難訓練・避難所運営訓練が実施できる運営体制を構築すること。

(総務部)

県では、平成29年度から、自主防災組織や自治会等を対象に、大規模災害時に地域住民が中心となって、円滑に避難所を運営できるよう、市町村と連携して避難所運営に係る研修及び訓練を実施しており、さらに周辺の市町村にも訓練の参観を呼びかけ、訓練のノウハウを習得してもらうこととしています。

また、毎年、副市町村長会議や市町村防災担当課長会議等を通じて、県が策定した「避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、適切に避難所運営を行うよう助言しています。

発災時に、迅速かつ円滑に避難行動、避難所運営を行うためには、地域住民が参加した日頃からの訓練が欠かせないことから、引き続き、市町村と連携した避難所運営研修・訓練を実施し、未実施の市町村に対しても、参加について働きかけていきます。

3. 飲酒運転撲滅対策、交通事故防止対策の推進

(1) 飲酒運転の撲滅

飲酒運転の撲滅に向けては、広報啓発活動や取り締まりの強化等、様々な取り組みを行っているものの飲酒運転「0」には遠い状況にあることから、以下の対策を強化すること。

- ①取締り強化はもとより、飲酒運転の危険性や悲惨さなど、広報・啓発活動に取り組むこと。あわせて、子どもの時から「飲酒運転＝悪」と意識づけられるように小学校等、教育機関と警察が連携し対応すること。

(人づくり・県民生活部) (県警本部) (教育庁)

飲酒運転の撲滅については、全国初の罰則付き条例である「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」(飲酒運転撲滅条例)に基づいて、県民、事業者、関係団体が連携して、飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という飲酒運転撲滅意識を県民一人ひとりに定着させる取組を県内各地で進めています。

具体的には、毎月25日の「飲酒運転撲滅の日」を中心に飲酒運転違反者の後悔・反省・決意をつづったパネルを展示する「償いのメッセージ展」や飲酒運転による交通事故等により亡くなられた方の遺品とご遺族メッセージをパネルで展示する「生命のメッセージ展」の開催、飲酒運転の危険性・悪質性及びその代償をわかりやすく伝えるコミックブックを大学・成人式(はたちのつどい等)・自動車学校等で配布、繁華街等に所在するコインパーキングの精算機に「飲酒運転通報を呼び掛けるステッカー」の貼付、関係機関・団体と連携した飲酒運転撲滅キャンペーン等の広報・啓発活動を実施しています。

海の中道大橋で飲酒運転事故が起きた8月25日(飲酒運転撲滅の日)には「飲酒運転撲滅県民大会」を実施しています。令和5年度は、久留米市で開催したほか、大会当日の様子について、アーカイブ動画をYouTubeに掲載し、県民一丸となって飲酒運転ゼロを目指す決意を新たにしたところです。

加えて、学校、地域団体、事業者等への飲酒運転撲滅活動アドバイザーの派遣や講演のDVDの貸出し、医療機関による飲酒運転相談窓口の設置といったことにより、飲酒運転の危険性や悲惨さ、アルコールに関する知識等の啓発・普及を行ってまいります。

また、小学生を含むあらゆる世代を対象に飲酒運転撲滅教育用VR等を活用した飲酒運転の危険性・悪質性及びその代償を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教育等の実施など、飲酒運転の危険性や悲惨さ、命の大切さについて強く訴えかける取組を実施しています。

※ VRについては年齢制限あり(対象年齢13歳以上)

さらに、運転免許証取得前の世代に対しても、入学時期を捉えた全体教育、教員を対象とした短時間通報訓練を実施するなど、警察と各種学校が連携した上で、飲酒運転の撲滅を含む交通安全教育を実施しています。

※ 飲酒運転撲滅教育用VRの活用回数(令和5年中)～312回

②飲酒運転を目撃した際の通報義務の周知および通報訓練の実施等、県民参加型の取り組みを強化すること。

(人づくり・県民生活部) (県警本部)

「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」において、県民の飲酒運転を見掛けた際の警察官への通報義務のほか、特定事業者、タクシー事業者等に対して、従業員等に対する飲酒運転の通報訓練や県等が実施する通報訓練に従業員を参加させることが定められています。そこで、企業、飲食店等への直接訪問や飲酒運転撲滅教育用VRを活用した通報義務の周知のほか、飲酒運転を目撃する機会が多いと考えられる特定事業者、タクシー事業者等に対して、飲酒運転通報訓練マニュアル動画等を活用した短時間通報訓練、又は飲酒運転の目撃から110番通報、検挙に至るまでの現場想定型通報訓練を実施することにより、通報義務の周知及び通報意識の高揚に向けた県民参加型の取組を実施しています。

なお、通報訓練を実施した際には、当該事業所への来客者の目につく場所に飲酒運転通報訓練実施済ステッカーの貼付を依頼し、その後の飲酒運転抑止の効果を高めることとしています。

そのほか、飲酒運転撲滅ステッカー・のぼり旗の活用、通報要領を分かりやすく解説したパネルの展示、飲酒運転撲滅啓発冊子への飲酒運転を見かけた際の110番通報を呼び掛ける記事の掲載、飲酒運転通報訓練の促進を目的としたチラシの活用、110番通報要領を分かりやすく解説するなどした「飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツ」を県警察ホームページで公開するなど、通報を促す取組を推進してまいります。

※ 飲酒運転に係る通報件数（令和5年中）～2,250件（警察本部）

※ 通報に基づく検挙件数（令和5年中）～265件（警察本部）

※ 通報訓練実施回数（令和5年中）～1,184回（警察本部）

（2）高齢者の運転免許自主返納時の利便性確保

高齢者の運転免許の自主返納にあたっては、自主返納後の生活基盤となる交通手段の確保が大きな課題となることから以下について求める。

①高齢者が安心して運転免許証を自主返納できるよう、各市町村との連携のもと、地域性に応じた地域交通の整備および代替交通手段の確保を行うこと。

(企画・地域振興部) (人づくり・県民生活部)

公共交通を維持・確保するため、市町村等が運行するコミュニティバスの運行費・バス停整備費等に対する補助を実施しております。また、公共交通の利便性の向上や利用促進を図るため、予約に応じて配車・運行ルート of 計算をAIが行うオンデマンド交通システムの導入費等に対する補助、コミュニティバスと他の交通機関との相互連携に取り組む市町村への支援を実施しております。

県では、運転免許証を自主返納された高齢者にコミュニティバスの回数券やタクシー利用券等を交付している市町村に対し、その経費の一部を助成する事業を実施しています。

また、市町村や交通事業者が取り組む支援策について紹介したリーフレットを作成し、県ホームページに掲載するとともに、警察署や運転免許試験場、自動車学校を通じて配布することにより、運転に不安を感じている方の運転免許証の自主返納を促しています。

②免許返納高齢者への生活支援の環境整備の推進に向け、買い物弱者対策を検討するための市町村への経費に対する補助金を充実すること。

(保健医療介護部)

免許返納高齢者への生活支援については、市町村が設置する地域包括支援センターによる日常生活相談対応、訪問介護員による買い物代行や通院時の付き添い、介護保険地域支援事業による総合的な生活支援サービスが行われています。

県では、地域支援事業交付金の交付や地域包括支援センター職員を対象とした各種研修会の開催等を通じて、こうした取組みが円滑になされるよう支援を行っています。

また、生活支援のうち買い物弱者対策については、県では、令和2年度から、市町村や地元関係者で構成する協議会に対し、買い物弱者対策を検討するための経費（住民のニーズ調査、先進地視察、試験導入等）に補助金を交付しています。

令和2年度は、2市（大牟田市、小郡市）、令和3年度は5市町（大牟田市、中間市、みやま市、川崎町、苅田町）、令和4年度は4市町（大牟田市、中間市、みやま市、川崎町）、令和5年度は2市町（中間市、遠賀町）に補助金を交付し、乗り合いタクシー（大牟田市）や移動販売（小郡市、中間市）の試験導入や導入地域拡大に向けた調査、検討（遠賀町）、ニーズ調査（みやま市、川崎町）など、地域の実情に応じた取組がなされております。

このうち大牟田市については、試験導入の結果及び地域住民の意向を踏まえ、令和4年10月から、買い物や通院を支援する乗り合いタクシーの本格運行が開始されたところです。

また、川崎町においても、住民へのニーズ調査や実証事業を経て、令和5年10月から、自宅または自宅付近まで送迎を行う買い物支援バスを本格的に始動させる予定です。

4. DV・児童虐待・性犯罪等に関する対応

(1) DV・児童虐待対策

DVや児童虐待は、依然として高水準で推移していることから、虐待やDV対策の強化について、以下について要求する。

①早期発見かつ解決できる相談窓口の整備などの取り組み強化をはかること。

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部) (県警本部)

DV対策については、県内10か所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、身近な地域において、DV被害者の相談支援を行っています。電話相談は、休日・夜間も行っています。電話での相談が難しい場合にも対応できるよう、福岡県男女共同参画センター「あすばる」において、メールによる相談を実施しています。

また、今年度からは、DV加害者専用の相談窓口を新設するとともに、男性、性的少数者のDV被害者からの相談窓口の開設時間を拡充しています。

引き続き、関係機関と密に連携をとりながら相談支援を行ってまいります。

県警察は、DV事案に対して、自治体、配偶者暴力支援センター、民間支援団体等の関係機関・団体と連携しながら、各種警察活動を通じた情報収集を図ってまいります。

また、DV事案を認知した場合は、被害者等の安全確保を最優先に、被害者の意思を尊重しつつ、危険性・切迫性に応じて、加害者の検挙等に向けた取組を進めてまいります。

県では、児童虐待の早期発見を図るため、夜間・休日にも児童相談所に電話相談員を配置することにより、24時間365日、いつでも相談や通告への対応が可能な体制を整備しています。

また、児童相談所において、受け付けた虐待相談・通告に適切かつ迅速に対応するため、児童福祉司を平成28年度の73名から令和5年度153名に、児童心理司を平成28年度の25名から令和5年度58名に増員し、医師、弁護士などの専門性の高い職員を配置するなど、児童相談所の体制強化にも取り組んできたところです。

県警察は、警察職員に対する研修を推進することにより、対応力の向上に努め、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底してまいります。

②早期発見に向けた、被害者本人以外の通報等について注意事項も含めた周知広報活動を強化すること。

(人づくり・県民生活部) (福祉労働部) (県警本部)

周知広報活動については、相談窓口カード等の作成及び市町村や関係機関等への配付により、相談窓口の周知を図っています。

また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせて、県内4地区(福岡・北九州・筑豊・筑後)でDV防止街頭キャンペーンを実施しています。

引き続き、さまざまな広報手段を活用し、DV被害者の早期発見に向けた周知広報活動を行ってまいります。

県警察は、広く県民に対し、防犯教室や各種キャンペーンにおいて、リーフレットを配布するなどしてDVの周知を図っております。

また、各広報媒体を通じた相談窓口の周知を図り、第三者を通じての被害通報、相談への対応等、被害を潜在化させない取組に努めてまいります。

県では、児童虐待の防止を図るため、新聞やラジオによる広報のほか、令和4年

度に県独自で作成した啓発パンフレット及びホームページを通して、児童虐待を発見した者の通告義務や「児童相談所虐待対応ダイヤル（189）」などの認知向上に取り組んでいます。

今後も、様々な手法を用いながら、多くの県民への周知・啓発に努めてまいります。

県警察は、各種警察活動を通じた児童虐待の発見はもとより、県警ホームページを通じて、児童虐待が疑われる事案を発見した際の児童相談所への通告及び児童相談所児童対応ダイヤル189並びに110番通報を促す広報啓発活動を行い、児童虐待の早期発見に努めます。

- ③児童福祉と母子保健の機能を一体的に有する相談機関「こども家庭センター」の令和6年4月までの設置に向け、整備の主体である市町村に対し、必要な支援を行うこと。とりわけ、「子ども家庭総合支援拠点」未設置の自治体に対しては、設置に関わる人財や建物確保等の課題解決に向けたアドバイスを含めた支援を積極的に行うこと。

(福祉労働部)

これまで、県では、市町村に対して、様々な形で「子ども家庭総合支援拠点」の設置を働きかけてきた結果、令和5年7月末時点で52市町村に設置され、令和5年度末時点では58市町村まで設置が進む見込みです。

残る2町村については、「子ども家庭総合支援拠点」の機能要件の充足に向けて、引き続き助言や情報提供などの支援を行うとともに、全ての市町村に対して、「こども家庭センター」の設置に向けて、積極的に支援を行ってまいります。

- ④2022年4月から施行された「福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例」については、引き続き、市町村とも連携した周知・啓発を積極的に行うとともに、条例にもとづいた適切な対応を行うこと。

(福祉労働部)

県では、こども達に虐待を受けていることの気づきや相談を促すため、こどもが持っている権利や困った場合の相談先などを、その保護者には、条例のポイントや些細な体罰でも虐待にあたること、子育てに悩んだ時の相談窓口などを記載したリーフレットを配布し、啓発を行っています。

また、市町村や関係機関に対しては、研修や会議などの場を活用し、条例について理解を深めていただくとともに、虐待の未然防止や早期発見・早期対応への協力をお願いしているところです。

引き続き、条例の目的や趣旨について県民や関係機関への周知を図るとともに、児童虐待の防止に向けた取組を進めてまいります。

(2) 性犯罪対策

性犯罪の認知件数は増加傾向で推移していることから、「犯罪が起きにくい」環境整備に向け、①防犯アプリ「みまもっち」の周知、②地域住民・自治会・企業等と連携した啓発活動、③取り締まりを充実・強化すること。

(県警本部)

本県の性犯罪発生率（人口10万人当たりの認知件数）は、平成30年まで9年連続全国ワースト2位のところ、令和5年は全国ワースト10位となっています。

しかしながら、令和5年中の性犯罪認知件数は、362件（前年比+81件）と増加していることから、防犯アプリ「みまもっち」を活用したタイムリーで被害の未然防止に役立つ情報発信を行うとともに、各種警察活動を通じて、アプリの更なる普及促進に努めてまいります。

また、地域住民、自治体、企業等と連携して、街頭キャンペーンや合同パトロールを実施するなど、被害の未然防止に向けた啓発活動に努めてまいります。

取締りについては、迅速かつ的確な初動捜査や被害者の心情に配慮した性犯罪捜査を徹底し、被疑者の早期検挙に努めてまいります。

※ 防犯アプリダウンロード件数（令和5年12月末現在）～168,897件

5. 消費者と従業員が相互に尊重できる社会の構築

(1) 事業者と消費者の健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促進するため、消費者が、消費の現場で生じている問題を適切に、事業者へ伝えることができるような消費者教育を充実させること。

(人づくり・県民生活部)

消費生活センターでは、消費者トラブルに遭った消費者からの相談を受けた際、消費者がトラブルの内容を適切に当該事業者へ伝えることができるよう、アドバイスをしているところです。県では、引き続き消費者に対し消費生活センターの役割を周知してまいります。

また、県では、消費者が事業者適切に意見を伝えられるよう、消費者庁が作成した啓発チラシ「消費者が意見を伝える際のポイント」を市町村担当課長会議などで市町村に周知を促すとともに、県のホームページに掲載し、消費者に周知しています。

(2) 消費者による「迷惑行為」「悪質クレーム」「暴力行為（第三者暴力行為）」については、事業者の責任において組織的に対応するよう、セミナーの開催など、事業者に対する啓発を強化・充実すること。

(福祉労働部)

県では、県内企業における適切なカスタマーハラスメント対策の導入促進のため、令和4年9月から10月にかけて、カスタマーハラスメント対策の基本や対策事例の紹介を行う、カスタマーハラスメント対策導入セミナーを開催しました。

現在、セミナーの動画を県HPで公開しており、厚生労働省福岡労働局をはじめ、商工団体、経営者団体、業界団体等の関係団体と連携し、県内企業に対しセミナー動画の視聴を促すことで、引き続きカスタマーハラスメント対策の導入促進を図ってまいります。

(3) 身体的暴力だけでなく、暴言や脅迫等の心理的に制圧を加える言葉の暴力行為は、被害者の社会復帰に大きな影響を及ぼすケースも見受けられることから、これらカスタマーハラスメント（悪質クレーム）撲滅に向けた、実効性を伴う対策を講じること。

(人づくり・県民生活部)

県では消費者が事業者適切に意見を伝えられるよう、消費者庁が作成した啓発チラシ「消費者が意見を伝える際のポイント」を市町村担当課長会議などで市町村に周知を促すとともに、県のホームページに掲載し、消費者に周知しています。

6. すべての働く人の「こころの健康対策」

(1) 誰もが「心の健康」について抵抗感なく気軽に相談できるように、相談体制を充実するとともに、SNS等を活用し、相談窓口等の周知・広報を充実・強化すること。

(保健医療介護部)

誰もが気軽に相談ができるよう、精神保健福祉センターや保健福祉（環境）事務所において、電話やメールのほか、必要に応じて医師を交えた対面での相談を実施しています。

また、県や医師会、労働基準監督署、家庭裁判所、社会福祉協議会、地域婦人会連絡協議会などの関係団体で構成する福岡県地域精神保健協議会でも「心の電話」を設置し、県内4地域で専門の相談員が電話で相談を受けています。

各相談窓口については、「相談窓口のご案内」リーフレットを作成し、関係機関（市町村、社会福祉協議会、医療機関、警察署、消費生活センター等）に配布します。また、県のホームページやSNS等の活用により周知・広報を行っています。

今後も、専門的なノウハウをもつ団体とも連携を図りながら、相談体制の充実を図ってまいります。

(2) 福岡県の自殺者数は、令和4年度は令和3年度から減少したものの、全国的には増加していることから、将来不安によるメンタル不全（健康障害）対策および自殺対策を強化すること。

(保健医療介護部)

メンタル不全対策については、上記で述べたように、各相談窓口を設置し、相談体制の充実を図っています。

また、自殺対策については、自殺予防電話相談窓口「ふくおか自殺予防ホットライン」や自殺予防SNS相談窓口「きもち よりそうライン@ふくおかけん」において相談に対応しています。

令和5年8月からは、孤独・孤立解消のためのオンライン上の居場所「おいでよきもちかたりあう広場」を開設するなど、自殺対策を強化しており、引き続き、しっかり取り組んでまいります。